

# 基本計画

|         |                    |    |
|---------|--------------------|----|
| [ 第1章 ] | 基本計画の概要            | 41 |
| [ 第2章 ] | 施策別計画              | 46 |
| 政策 1    | 快適に暮らせるまちづくり       | 48 |
| 政策 2    | 環境が守られたまちづくり       | 58 |
| 政策 3    | 活気に満ちたまちづくり        | 60 |
| 政策 4    | いきいきと健やかに暮らせるまちづくり | 66 |
| 政策 5    | 豊かな人間性と創造性を育むまちづくり | 78 |
| 政策 6    | 安全で安心に暮らせるまちづくり    | 86 |
| 政策 7    | 持続可能なまちづくり         | 92 |

# 第1章 基本計画の概要

## 1. 基本計画の考え方

基本計画は、基本構想を踏まえて、中期的なまちづくりの方針を実現するための施策別計画を定めるもので、成果指標を用いながら「見える化」を図り、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、4年間（ただし、第六次前期計画については、市長任期の関係で3年間）とします。

## 2. 施策体系・各種分野の考え方

### (1) 施策体系の考え方

基本構想で定めた7つの政策を実現する手段として各政策に1～6、計27の施策、施策を実現する手段として各施策に2～6、計92の基本事業を設定し、将来像の実現に必要なまちづくりの分野を網羅した体系とします。

### (2) 重点分野の考え方

ヒト・モノ・カネ等の行政資源には限りがあり、すべての施策・基本事業の成果を向上させることは困難な状況にあります。このような中で将来像を実現させるためには、メリハリある行政資源の有効活用が求められます。

本計画では、時代の潮流や本市の現状等を踏まえ、10の基本事業を「重点分野」に設定し、成果向上を図ることとしました。

なお、本計画では基本事業名に **重点** と表記しています。

### (3) 地方創生分野の考え方

地方創生分野については、施策実現の手段となる基本事業で、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する」というまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の目的達成に資するものを設定しています。

なお、本計画では基本事業名に **戦略** と表記しています。

## 3. 施策推進の考え方

施策の推進にあたっては、主担当部署を定め責任を持って進捗管理を行います。必要に応じて他部署と連携・協力することで「施策のめざす姿」の実現に向けて効率的に事業を推進します。また、施策間の連携・調整により効果的に政策の課題解決を図ります。

〈施策体系と重点分野、地方創生分野一覧表〉

| 政策                       | 施策                              | 基本事業                             | 重点                        | 戦略 |   |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------|----|---|
| 〈都市基盤〉<br>1 快適に暮らせるまちづくり | 1 安全な水道水の安定供給                   | 1 管網の整備                          |                           |    |   |
|                          |                                 | 2 浄水・配水施設の維持管理                   |                           |    |   |
|                          |                                 | 3 健全な上水道経営の推進                    |                           |    |   |
|                          | 2 汚水処理の推進                       | 1 公共下水道の整備推進                     |                           |    |   |
|                          |                                 | 2 汚水処理施設の維持管理                    |                           |    |   |
|                          |                                 | 3 合併処理浄化槽による汚水処理の推進              |                           |    |   |
|                          |                                 | 4 健全な下水道経営の推進                    |                           |    |   |
|                          | 3 秩序ある市域の整備                     | 1 計画的な土地利用と市街地整備の充実              |                           | ★  |   |
|                          |                                 | 2 公園の整備・維持管理                     |                           |    |   |
|                          | 4 公共交通の充実                       | 1 生活交通の充実                        |                           | ★  |   |
|                          |                                 | 2 鉄道利用環境の充実                      |                           |    |   |
|                          | 5 道路・水路の整備と保全                   | 1 幹線道路の整備促進                      |                           |    |   |
|                          |                                 | 2 生活道路の整備推進と維持管理                 |                           |    |   |
|                          |                                 | 3 河川・水路の整備推進と維持管理                |                           |    |   |
|                          | 〈環境〉<br>2 環境が<br>守られた<br>まちづくり  | 1 生活環境・自然環境の保全                   | 1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 |    |   |
| 2 環境にやさしいライフスタイルの実践      |                                 |                                  |                           |    |   |
| 3 生活環境の改善                |                                 |                                  |                           |    |   |
| 〈産業〉<br>3 活気に満ちたまちづくり    | 1 農業の振興                         | 1 施設園芸等農業の展開                     |                           | ☆  |   |
|                          |                                 | 2 生産体制の維持                        |                           | ☆  |   |
|                          |                                 | 3 農用地と営農環境の保全                    |                           |    |   |
|                          | 2 地域に活力をもたらし産業・雇用の創出            | 1 企業誘致・留置の推進                     |                           | ★  | ☆ |
|                          |                                 | 2 事業所の経営安定化と市内購買力強化              |                           |    | ☆ |
|                          |                                 | 3 創業・事業開発への支援                    |                           |    | ☆ |
|                          |                                 | 4 雇用の安定と確保                       |                           |    | ☆ |
|                          | 3 観光の振興                         | 1 魅力ある観光事業の推進                    |                           |    | ☆ |
|                          |                                 | 2 ファーム本拠地と筑後船小屋駅を核とした広域連携による観光推進 |                           |    | ☆ |
|                          |                                 | 3 観光情報の発信                        |                           |    | ☆ |
|                          | 〈保健・福祉〉<br>4 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり | 1 子育て支援の充実                       | 1 子どもの人権の尊重               |    |   |
|                          |                                 |                                  | 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進         |    | ☆ |
| 3 保育サービスの充実・子どもの居場所づくり   |                                 |                                  |                           | ★  | ☆ |
| 4 子育て不安の軽減               |                                 |                                  |                           |    | ☆ |
| 5 子どもの健やかな成長の支援          |                                 |                                  |                           |    | ☆ |
| 6 家族形成の支援                |                                 |                                  |                           |    | ☆ |
| 2 健康づくりの推進               |                                 | 1 生活習慣の改善                        |                           | ★  |   |
|                          |                                 | 2 病気の早期発見・早期治療の推進                |                           |    |   |
|                          |                                 | 3 こころの健康づくりの推進                   |                           |    |   |
|                          |                                 | 4 地域医療体制の充実                      |                           |    |   |
|                          |                                 | 5 国民健康保険財政の健全運営                  |                           |    |   |
| 3 高齢者福祉の充実               |                                 | 1 生きがいづくりと介護予防の推進                |                           | ★  |   |
|                          |                                 | 2 高齢者の相談体制の充実と権利擁護               |                           |    |   |
|                          |                                 | 3 日常生活支援サービスの推進                  |                           |    |   |
|                          |                                 | 4 介護保険サービスの推進                    |                           |    |   |
|                          |                                 | 5 高齢者に関する保険制度の持続運用               |                           |    |   |
| 4 障害者（児）福祉の充実            |                                 | 1 自立支援の促進                        |                           |    |   |
|                          |                                 | 2 地域生活支援の促進                      |                           |    |   |
|                          |                                 | 3 障害者（児）の人権擁護                    |                           |    |   |
| 5 セーフティネットの推進            |                                 | 1 生活困窮者の自立支援と適正な生活保護             |                           |    |   |
|                          |                                 | 2 市営住宅による住宅の確保                   |                           |    |   |
| 6 地域福祉の推進                |                                 | 1 支え合いの意識と人づくり                   |                           |    |   |
|                          |                                 | 2 支え合いの仕組みづくり                    |                           |    |   |

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

人口ビジョン

総合戦略

資料編

| 政策                               | 施策                     | 基本事業                        | 重点               | 戦略 |   |
|----------------------------------|------------------------|-----------------------------|------------------|----|---|
| 〈教育〉<br>5 豊かな人間性と創造性を育む<br>まちづくり | 1 学校教育の充実              | 1 確かな学力の向上                  |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 豊かな心の育成                   |                  | ☆  |   |
|                                  |                        | 3 健やかな体の育成                  |                  |    |   |
|                                  |                        | 4 小中連携・地域連携の推進              |                  | ☆  |   |
|                                  |                        | 5 教育環境の充実                   | ★                |    |   |
|                                  | 2 生涯学習・スポーツの推進         | 1 生涯学習の推進                   |                  |    | ☆ |
|                                  |                        | 2 生涯スポーツの推進                 |                  |    | ☆ |
|                                  |                        | 3 文化財の保護と活用                 |                  |    | ☆ |
|                                  |                        | 4 青少年教育・体験活動の推進             |                  |    | ☆ |
|                                  | 3 男女共同参画社会の推進          | 1 男女共同参画社会実現に向けた市民や市内企業への啓発 |                  |    | ☆ |
|                                  |                        | 2 まちづくりにおける女性参画の推進          |                  |    |   |
|                                  |                        | 3 男女に関する人権保護と相談体制の充実        |                  |    |   |
|                                  | 4 人権尊重と同和教育の推進         | 1 市民や市内企業への人権教育・啓発          |                  |    |   |
| 2 児童・生徒への人権教育・啓発                 |                        |                             |                  |    |   |
| 〈安全・安心〉<br>6 安全で安心に暮らせる<br>まちづくり | 1 防災・減災対策の推進           | 1 防災・災害情報機能の充実              |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 地域防災力の向上                  | ★                | ☆  |   |
|                                  |                        | 3 災害時の支援体制の充実               |                  |    |   |
|                                  | 2 安全な暮らしの推進            | 1 防犯対策の推進                   |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 交通安全活動の推進                 |                  |    |   |
|                                  |                        | 3 消費生活の安定                   |                  |    |   |
|                                  |                        | 4 青少年犯罪の抑制                  |                  |    |   |
|                                  |                        | 5 空き家の適正管理                  |                  |    | ☆ |
|                                  | 3 消防・救急・救助体制の整備<br>充実  | 1 消防団の充実強化                  |                  |    | ☆ |
|                                  |                        | 2 防火意識の高揚                   |                  |    |   |
|                                  |                        | 3 救急救命体制の充実                 |                  |    |   |
|                                  |                        | 4 防火対象物・危険物施設の適正管理の徹底       |                  |    |   |
|                                  |                        | 5 各種消防力の整備                  |                  |    |   |
|                                  | 〈行政経営〉<br>7 持続可能なまちづくり | 1 市民協働の推進                   | 1 地域コミュニティ活動の活性化 | ★  | ☆ |
|                                  |                        |                             | 2 市民活動の活性化       |    |   |
| 3 国際化・多文化共生の基盤づくり                |                        |                             |                  |    |   |
| 2 積極的な広報・広聴の展開                   |                        | 1 広報の充実                     |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 広聴の充実                     |                  |    |   |
| 3 持続可能な行政経営                      |                        | 1 P D C A サイクルの実践           |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 I C T による情報の適切な管理と利活用     |                  |    |   |
|                                  |                        | 3 転入の促進と転出の抑制               |                  |    | ☆ |
|                                  |                        | 4 広域連携の推進                   |                  |    |   |
| 4 持続可能な財政運営                      |                        | 1 税収等による歳入確保                |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 計画的な財政運営                  |                  |    |   |
|                                  |                        | 3 公共施設等のマネジメント推進            | ★                |    |   |
| 5 市民から信頼される職員・組織づくり              |                        | 1 効率的かつ機能的な組織づくり            |                  |    |   |
|                                  |                        | 2 効果的な人材育成と適正な人事管理          |                  |    |   |
|                                  |                        | 3 健康で安心して働ける職場づくり           |                  |    |   |

## 4. 重点分野の概要

本計画で特に成果向上を図る基本事業の概要は以下のとおりです。

内容については、実施計画で示します。

|                                     |   |        |
|-------------------------------------|---|--------|
| <b>計画的な土地利用と市街地整備の充実 [1-3-1]</b>    |   | 都市対策課  |
| 取り組みの方向性                            | 需要が高い地域の用途指定の検討、立地適正化計画の策定を行います。                                  |        |
| <b>生活交通の充実 [1-4-1]</b>              |   | 都市対策課  |
| 取り組みの方向性                            | 公共交通網形成計画を策定するとともに、コミュニティ自動車 <sup>*1</sup> の運用エリアの拡大を目指します。       |        |
| <b>企業誘致・留置の推進 [3-2-1]</b>           |   | 商工観光課  |
| 取り組みの方向性                            | 情報収集に努めるとともに積極的に企業説明会を実施します。また、用地取得に向けた庁内プロジェクトチームを編成し、環境整備を図ります。 |        |
| <b>保育サービスの充実・子どもの居場所づくり [4-1-3]</b> |   | 子育て支援課 |
| 取り組みの方向性                            | 保育ニーズに対応するため、保育士等確保と保育施設の整備に取り組み、保育所等や学童保育所の待機児童解消に努めます。          |        |
| <b>生活習慣の改善 [4-2-1]</b>              |   | 健康づくり課 |
| 取り組みの方向性                            | 生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健診の受診勧奨を徹底し保健指導の強化を図ります。                      |        |
| <b>生きがいづくりと介護予防の推進 [4-3-1]</b>      |   | 高齢者支援課 |
| 取り組みの方向性                            | 高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように、居場所づくりや介護予防に取り組みます。          |        |
| <b>教育環境の充実 [5-1-5]</b>              |   | 学校教育課  |
| 取り組みの方向性                            | ICT <sup>*2</sup> 化等への対応や安全・安心で快適な教育環境の実現及び学校規模の適正化に取り組みます。       |        |

| 地域防災力の向上 [6-1-2] |  | 防災安全課 |
|------------------|--|-------|
| 取り組みの方向性         | より多くの機会です災害・防災に関する情報（知識）の周知・啓発を行うとともに、各校区がより実践的な防災訓練等を年に複数回実施できるよう支援します。 |       |

| 地域コミュニティ活動の活性化 [7-1-1] |  | 協働推進課 |
|------------------------|--|-------|
| 取り組みの方向性               | 行政区と校区コミュニティの連携・補完体制を構築するとともに、ボランティア（人材）育成に努めます。 |       |

| 公共施設等のマネジメント推進 [7-4-3] |  | 財政課 |
|------------------------|--|-----|
| 取り組みの方向性               | 基金積立等による財源確保に努めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に取り組みます。 |     |

## 用語解説

\*1 コミュニティ自動車 : 生活交通確保及び地域活性化を図るため、市と地域が協働により運行する筑後市独自の交通手段。

\*2 ICT : Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳される。情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションツールの総称を表す。

# 第2章 施策別計画

## 1. 施策別計画の見方

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

人口ビジョン

総合戦略

資料編

「政策」の名称です。

政策実施の手段となる「施策」の名称です。

目標値の達成手段等を示しています。

**政策4** いきいきと健やかに暮らせるまちづくり  
【保健・福祉に関する政策】

**施策4-1 子育て支援の充実**

**施策のめざす姿**  
安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

**施策の成果指標**

| 指標名                        | 現状値         | 目標値        | 指標の方向性   |
|----------------------------|-------------|------------|--|
| 子育てしやすい環境が整っていると思う保護者の割合   | 73.5% (H30) | 85.0% (R4) | 待機児童の解消や各種保育サービスの充実、育児相談窓口の一元化等により、子育てしやすい環境を整えます。 |
| この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合 | 94.6% (H30) | 97.0% (R4) | 妊娠からの切れ目ない子育て支援事業を継続的に実施していくことで、成果向上を図ります。         |
| 合計特殊出生率 <sup>1)</sup>      | 1.67 (H30)  | 1.80 (R4)  | 結婚の希望や子供を持ちたい希望の実現を支援することで出生率の向上を目指します。            |

**施策の基本方針（課題と方向性）**

- 「安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまち」の実現のため、仕事と育児が両立できる環境整備が重要となりますが、女性の社会進出や核家族化の進展、さらに、2014（平成26）年度から始まった段階的幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは飛躍的に高まりました。併せて学童保育のニーズも高まっており、その受け皿の安定的な確保が課題となっています。施設の整備や保育士及び放課後児童支援員等の担い手の確保を行い、児童の受け入れ枠の確保を行います。
- 児童虐待防止では、全国的に悲惨な事件が後を絶たず、関心の高まりから通告や相談が増加傾向にあります。相談対応とともに、関係機関との連絡調整を行い、子どものおかれた環境の状況等を的確にとらえ、児童虐待の早期発見と防止に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センター<sup>2)</sup>を設置し、妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供し、切れ目ない支援を行います。
- 合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、出生数は年々減少しており、家族形成の支援など少子化対策に引き続き取り組みます。

**施策の個別計画（又は関連計画）**

■ 筑後市子ども・子育て支援事業計画、筑後市総合戦略

**用語解説**

<sup>1)</sup> 合計特殊出生率 : 1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、2018（平成30）年の全国平均は1.42。

<sup>2)</sup> 子育て世代包括支援センター : 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊娠から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供する相談機関。

施策を実施することでめざす将来の姿です。

「施策」のめざす姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）です。

本計画策定時における本市の現状値です。

本計画の終了までに達成をめざす目標値です。

施策のめざす姿を実現するに当たっての課題や方向性を示しています。

過去5年間の指標の推移と目標値を表すグラフです。

本施策推進のための個別計画や関連する計画です。

**施策の成果指標の推移**

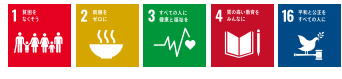
| 年          | 子育てしやすい環境が整っていると思う保護者の割合 (%) | この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合 (%) | 合計特殊出生率 |
|------------|------------------------------|--------------------------------|---------|
| 2014 (H26) | 79.5                         | 94.6                           | 1.69    |
| 2015 (H27) | 75.9                         | 94.6                           | 1.60    |
| 2016 (H28) | 74.2                         | 94.6                           | 1.71    |
| 2017 (H29) | 70.8                         | 94.6                           | 1.70    |
| 2018 (H30) | 73.5                         | 94.6                           | 1.67    |
| 2022 (R4)  | 85.0                         | 97.0                           | 1.80    |

施策を推進することでその目標達成に資するSDGsです。

施策実現の手段となる「基本事業」の名称です。

基本事業を実施することでめざす将来の姿です。

【国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) との関連性】



基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名  | 現状値               | 目標値              | 指標の方向性   |
|---|--|-------------------|------------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>子どもの人権の尊重</b><br>児童虐待が早期に発見され、また、相談機能などが充実し、児童虐待が防止されている。                                     | 児童虐待件数 <sup>13</sup> <新規未発見数>                    | 8件<br>(H30)       | —<br>(R4)        | 相談機能の充実や関連機関との連携により、児童虐待防止に努めます。                                   |
| <b>基本事業 2</b> <b>戦略</b><br><b>ひとり親家庭等の自立支援の推進</b><br>ひとり親世帯等の自立に向けた相談・支援が行われている。                                  | ひとり親家庭等の自立支援推進事業の利用者数                            | 11人<br>(H30)      | 19人<br>(R4)      | 母子自立支援推進事業を周知し、利用者数を増やすことで、自立を支援します。                               |
| <b>基本事業 3</b> <b>重点</b> <b>戦略</b><br><b>保育サービスの充実・子どもの居場所づくり</b><br>保育施設の入所や、その他保育サービスを利用することができ、子どもの居場所が確保されている。 | 保育所等の待機児童数                                       | 4月                | 18人<br>(H30)     | 0人<br>(R4)   |
|   |  | 10月               | 15人<br>(H30)     | 0人<br>(R4)   |
|   | 学童保育所の待機児童数 <sup>14</sup>                        | 43人<br>(H30)      | 0人<br>(R4)       | 民間学童等も含めた児童の入園枠拡大により、増加する保育ニーズに対応します。                              |
|   | 一時的な保育ニーズに対応できなかった件数                             | —<br>(H30)        | 0件<br>(R4)       | 保育士や提供会員 <sup>16</sup> 等を確保し、一時的な保育ニーズに対応できる体制を構築します。              |
| <b>基本事業 4</b> <b>戦略</b><br><b>子育て不安の軽減</b><br>地域の子育て支援サービスや、相談業務等が充実することにより、子育ての悩みや不安が軽減されている。                    | 子どもの発達過程を知っている保護者の割合                             | 89.7%<br>(H30)    | 93.0%<br>(R4)    | 子育て中の保護者同士や地域との交流の場を通して、保護者が必要とする知識を得る機会を増やします。                    |
|   | 育てにくさを感じた時に対処できる保護者の割合                           | 88.0%<br>(H30)    | 90.0%<br>(R4)    | 子育て関連の相談事業の情報発信を行うとともに、保護者がより利用しやすい相談事業の実施に努めます。                   |
|   | 保護者1人当たりの、子育てについて相談できる相手、または相談できる機関の数（配偶者や親族を除く） | 1.5人（機関）<br>(H30) | 1.7人（機関）<br>(R4) | おひさまハウス <sup>17</sup> や関係機関の相談事業の発信や、「子育てガイドBook」の配布等による周知を行います。   |
| <b>基本事業 5</b> <b>戦略</b><br><b>子どもの健やかな成長の支援</b><br>心身ともに健やかに成長できている。  | 低出生体重児 <sup>18</sup> の出生率                        | 11.3%<br>(H30)    | 10.0%<br>(R4)    | 妊婦健康診査の受診勧奨や母体管理に対する保健指導により、達成を目指します。                              |
|   | 乳幼児健診で要精密検査となった者の受診率                             | 87.5%<br>(H30)    | 90.0%<br>(R4)    | 受診勧奨を行うことにより、受診率向上を目指します。  |
| <b>基本事業 6</b> <b>戦略</b><br><b>家族形成の支援</b><br>若い世代の出産いや結婚、出産を応援することで、未婚・晩婚化、晩産化に歯止めをかけることができる。                     | 若年層有配偶者率 <sup>19</sup>                           | 51.4%<br>(H30)    | 51.0%<br>(R4)    | 結婚の希望を持つ若者が人生のパートナーに出逢える場や機会を創出することで生涯未婚率 <sup>10</sup> の上昇を抑制します。 |

基本構想  
基本計画  
政策1  
政策2  
政策3  
政策4  
政策5  
政策6  
政策7  
人口ビジョン  
総合戦略  
資料編

目標値の達成手段等を示しています。

本計画の終了までに達成をめざす目標値です。

本計画策定時における本市の現状値です。

「基本事業」のめざす姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）です。

地方創生に資する基本事業に表示しています。

重点的に取り組む基本事業に表示しています。

用語解説

<sup>13</sup> 児童虐待件数 : 児童相談所が、緊急度が高いと判断し一時保護や施設入所を行った者の数。

<sup>14</sup> 学童保育所の待機児童数 : 5月1日現在の学童保育の待機者の数。

<sup>15</sup> 一時的な保育ニーズに対応できなかった件数 : 一時預かり、休日保育、ファミリー・サポート・センター、病児保育において、ニーズに対応できなかった件数。

<sup>16</sup> 提供会員 : ファミリー・サポート・センターに登録し育児援助を行う会員。

<sup>17</sup> おひさまハウス : 筑後市子育て支援拠点施設の愛称。

<sup>18</sup> 低出生体重児 : 出生時に体重が2,500g未満の新生児。

<sup>19</sup> 若年層有配偶者率 : 年度末時点で住民基本台帳に登録される市民（18～49歳）のうち世帯内に配偶者がいる率。

<sup>10</sup> 生涯未婚率 : 50歳になった時点で一度も結婚をしたことがない人の割合。



施策  
1-1

# 安全な水道水の安定供給

## 施策のめざす姿

安全な水道水を安定供給することで多くの市民が利用している。

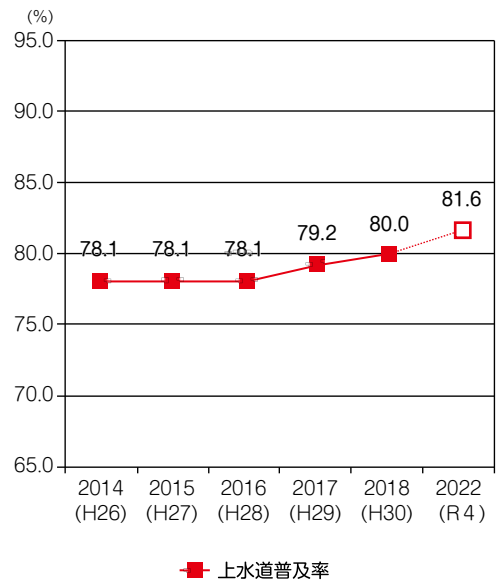
## 施策の成果指標

| 指標名                  | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性  |
|----------------------|----------------|---------------|---|
| 上水道普及率 <sup>*1</sup> | 80.0%<br>(H30) | 81.6%<br>(R4) | 過去3年間の実績を参考に、管網整備や水道施設の更新、適正管理により、1.6ポイント増を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 更新時期を迎えた水道施設について、緊急度、優先度を考慮し、計画的かつ効率的に耐震化や更新事業を引き続き行っていく必要があります。
- ◆ 更新費用の増大が見込まれる一方で、今後人口減少による料金収入の減少が懸念される中、引き続き、水道水を安価に供給するために、管網整備事業<sup>\*2</sup>や2019（令和元）年度に創設した配水管工事補助金制度の活用推進により、新規需要者を増やし収入を確保することで、経営の安定化に取り組んでいきます。今後、水需要や水源の状況を見込み、施設更新や財政収支等について、事業計画となる経営戦略を策定し、長期的な健全経営を目指します。
- ◆ また、経営の効率化に向け、2018（平成30）年度の水道法改正により重点化された「広域化」「共同化」の取り組みに着目し、県や福岡県南広域水道企業団における広域連携の検討も進めていきます。

施策の成果指標の推移



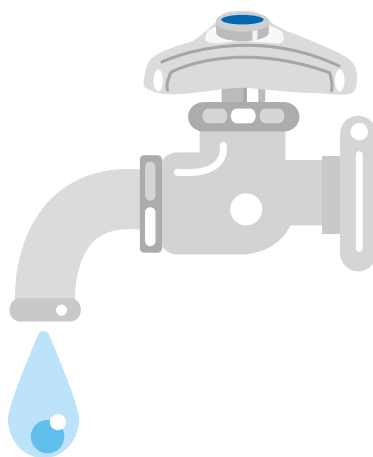
## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市水道施設更新計画、水質検査計画



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                 | 現状値                | 目標値               | 指標の方向性   |
|--|---------------------|--------------------|-------------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>管網の整備</b><br>水圧不足の解消や水量の確保が図られ、新規給水加入の環境が整備されることにより、安定的な給水ができています。 | 給水戸数                | 15,737 戸<br>(H30)  | 16,937 戸<br>(R4)  | 過去 5 年間の実績からの目標値とし、管網整備事業や補助金交付による加入促進により、目標達成を目指します。    |
|  | 管整備延長               | 247,900 m<br>(H30) | 253,900 m<br>(R4) | 管網整備事業により、年 1,500 m の整備を目指します。                           |
|  | 管路経年化率 (老朽化率) *3    | 34.91%<br>(H30)    | 34.90%<br>(R4)    | 年次計画に基づく老朽管更新事業を進め、老朽化の進行を抑制し、水準維持に努めます。                 |
| <b>基本事業 2</b><br><b>浄水・配水施設の維持管理</b><br>施設が適切に維持管理され、故障や事故を防ぎ、安定的に給水できている。             | 浄水・配水施設の維持管理上のトラブル数 | 0 件<br>(H30)       | 0 件<br>(R4)       | 水道施設の定期的な維持管理により、市民への被害 0 件を目指します。                       |
|  | 有収率 *4              | 92.7%<br>(H30)     | 93.7%<br>(R4)     | 老朽管更新事業や適切な維持管理により、達成を目指します。                             |
|  | 水質基準適合率 *5          | 100.0%<br>(H30)    | 100.0%<br>(R4)    | 適切な施設管理により、水準維持に努めます。                                    |
| <b>基本事業 3</b><br><b>健全な上水道経営の推進</b><br>効率的な経営をすることで経営が安定している。                          | 経常収支比率 *6           | 132.9%<br>(H30)    | 135.8%<br>(R4)    | 過去 5 年間の平均を目標値とし、給水加入促進による料金収入の確保、効率的な維持管理により、水準維持に努めます。 |
|  | 給水原価 *7             | 132.7 円<br>(H30)   | 135.0 円以下<br>(R4) | 第五次総合計画の目標値を継続し、効率的な更新投資、維持管理により、水準維持に努めます。              |



### 用語解説

- \*1 上水道普及率 : 給水区域内人口のうち、上水道を利用している人口 (給水人口) の割合。
- \*2 管網整備事業 : 水圧・水質の安全確保や断水区域の縮小などのために、行き止まりとなっている配水管と配水管を接続する工事。
- \*3 管路経年化率 (老朽化率) : 管路総延長のうち法定耐用年数を経過した管路延長の割合。
- \*4 有収率 : 給水量全体に占める料金徴収の対象となる使用水量の割合。この割合が高いほど効率的で望ましい状態といえる。
- \*5 水質基準適合率 : 年間を通じて行った水質検査のうち、基準に適合した割合。
- \*6 経常収支比率 : 料金収入による給水収益等で、維持管理等の経費をどの程度賄えているかを表す指標。100% 以上ならば、単年度の収支が黒字であることを示す。
- \*7 給水原価 : 1 年間に水道水を 1 m<sup>3</sup> 作るのに必要とする経費。

施策  
1-2

# 汚水処理の推進

## 施策のめざす姿

公共下水道及び合併処理浄化槽による汚水処理の推進により、公共用水域の水質が保全されている。

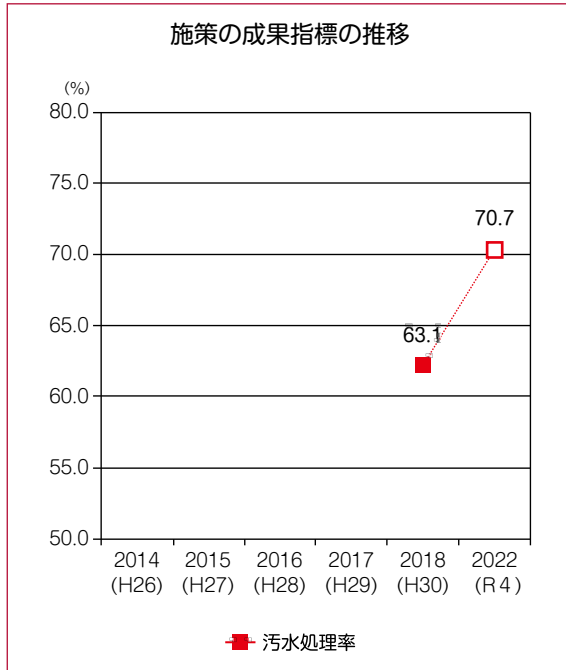
## 施策の成果指標

| 指標名     | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                                |
|---------|----------------|---------------|---------------------------------------|
| 汚水処理率*1 | 63.1%<br>(H30) | 70.7%<br>(R4) | 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置推進により、目標達成を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 公共用水域の水質保全のためには、公共下水道及び合併処理浄化槽の双方による汚水処理の推進が必要です。そのために公共下水道事業においては、下水道事業計画区域の計画的な整備が必要です。現在、整備途上の段階にあり、今後も多額の費用を要するため、効率的な区域を選定し、整備を進めていかなければなりません。一方、下水道事業計画区域以外においては、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから合併処理浄化槽への切り替えを促進し、汚水処理率の向上に努めていきます。
- ◆ 下水道供用開始区域内の未接続者への戸別訪問や電話連絡等により、継続的に接続促進を行っているものの、アパートについては、入居者の使用料負担増への懸念、高齢者世帯については、接続工事の費用負担等から、接続があまり進んでいない状況です。そのため、工事着手前の段階から、補助金等の負担軽減制度の周知に努め、早期接続を促進していきます。
- ◆ 2019（平成31）年度から会計処理を地方公営企業会計に移行しました。将来的な下水道施設の更新や人口減少に伴う使用料収入の減少等の課題に対して、経営戦略を見直し、経営状況の正確な把握に努め、今後の健全かつ継続的な事業経営を目指していきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市公共下水道全体計画、筑後市下水道事業経営戦略、筑後市生活排水処理基本計画、筑後市衛生センター長寿命化総合計画



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                        | 現状値              | 目標値               | 指標の方向性  |
|---|----------------------------|------------------|-------------------|---|
| <b>基本事業 1</b><br><b>公共下水道の整備推進</b><br>下水道施設が整備され、生活雑排水や事業所排水が適切に処理される環境が整っている。    | 下水道整備進捗率 *2                | 46.3%<br>(H30)   | 52.5%<br>(R4)     | 計画的な整備により、整備進捗率の向上に努めます。  |
|   | 下水道接続率 *3                  | 72.0%<br>(H30)   | 74.0%<br>(R4)     | 補助金の交付による早期接続の促進を図り、目標達成を目指します。   |
| <b>基本事業 2</b><br><b>汚水処理施設の維持管理</b><br>下水道施設が適切に管理され、汚水処理機能が維持されている。              | 下水道施設の維持管理上のトラブル件数         | 0件<br>(H30)      | 0件<br>(R4)        | 下水道施設の定期的な維持管理により、第三者への被害0件に努めます。   |
|   | 矢部川浄化センターの放流水の水質 (BOD値 *4) | 0.7mg/L<br>(H30) | 8.0mg/L以下<br>(R4) | 終末処理場の適正な維持管理により、基準値以下の処理水放流に努めます。  |
| <b>基本事業 3</b><br><b>合併処理浄化槽による汚水処理の推進</b><br>合併処理浄化槽が設置され、生活雑排水や事業所排水が適切に処理されている。 | 下水道供用開始区域外の浄化槽処理人口普及率      | 42.6%<br>(H30)   | 50.0%<br>(R4)     | 補助金の交付による合併処理浄化槽の設置促進を図り、目標達成を目指します。  |
| <b>基本事業 4</b><br><b>健全な下水道経営の推進</b><br>健全な運営をすることで経営が安定している。                      | 経費回収率 *5                   | 51.0%<br>(H30)   | 55.2%<br>(R4)     | 過去の実績から、経費回収率は年 1.05 ポイント増、汚水処理原価は年 2.7 円減とし、接続促進による使用料収入の確保、効率的な整備や維持管理により、目標達成を目指します。 |
|   | 汚水処理原価 *6                  | 335.3円<br>(H30)  | 324.5円<br>(R4)    |   |



公共下水道管渠布設工事

### 用語解説

- \*1 汚水処理率 : 下水道を利用できる人口と合併処理浄化槽を利用している人口の合計を、総人口 (住民基本台帳人口) で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標。
- \*2 下水道整備進捗率 : 下水道全体計画に対し、下水道の整備が進んだ割合。
- \*3 下水道接続率 : 下水道に接続できる人口のうち実際に接続している人口の割合。
- \*4 BOD値 : 水の汚濁指標として用いられ、工場排水などの規制項目の一つとして重要なもの。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量として表され、この値が大きいほど水の汚れの度合いが高いといえる。
- \*5 経費回収率 : 汚水処理費 (公費負担分を除く) のうち、下水道使用料の占める割合。使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す。
- \*6 汚水処理原価 : 有収水量 1 m<sup>3</sup> 当たりの汚水処理費。汚水処理に係る費用の水準を示す指標。

施策  
1-3

# 秩序ある市域の整備

## 施策のめざす姿

乱開発されず、秩序ある市域が構成され、市全体が調和の取れた発展をしている。

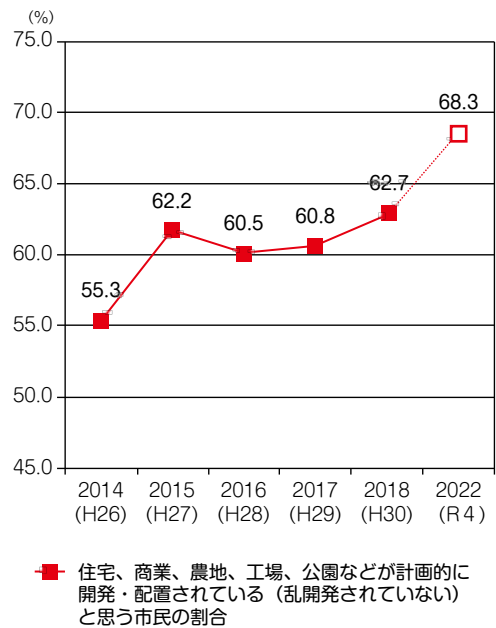
## 施策の成果指標

| 指標名  | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|--|----------------|---------------|--|
| 住宅、商業、農地、工場、公園などが計画的に開発・配置されている（乱開発されていない）と思う市民の割合 | 62.7%<br>(H30) | 68.3%<br>(R4) | 都市計画等の各種計画に基づく誘導等を図り、過去の傾向から現状より5.6ポイント増を目標とし達成を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ バイパス整備に伴う八女インターチェンジ周辺や九州新幹線筑後船小屋駅周辺を中心に開発を求めるニーズが高まっている一方で、将来の人口減少に伴い想定される財政状況の悪化への懸念や超高齢社会に対応できる公共交通ネットワークの検討など、近年は特に社会情勢変化に伴う土地利用の転換が求められています。
- ◆ このようなことから、将来像にある「恵みの多い自然」を守りながら、市域の効率的かつ効果的な土地利用を推進するため、傾向と現状を鑑みた「用途地域の見直し」や、コンパクトシティ<sup>\*1</sup>形成の基礎となる「立地適正化計画<sup>\*2</sup>策定」による土地利用の誘導策を図り、市が目指す都市づくりを推進していきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市都市計画マスタープラン

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                                    | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性  |
|---|--|----------------|---------------|---|
| <b>基本事業 1</b> <b>重点</b><br><b>計画的な土地利用と市街地整備の充実</b><br>用途地域内が適切に開発されている。                                    | 全建築申請中に占める都市計画用途地域内の申請割合 <sup>*3</sup> | 28.1%<br>(H30) | 41.0%<br>(R4) | 土地利用の需要動向の整理及び誘導を図りながら、無秩序な開発等を抑制し、達成を目指します。  |
|   | 都市計画用途地域内農地率 <sup>*4</sup>             | 17.2%<br>(H30) | 15.0%<br>(R4) |   |
| <b>基本事業 2</b><br><b>公園の整備・維持管理</b><br>筑後広域公園の効果的整備などにより、市民が安らげる公園施設が充足している。また、維持管理が充実していることで、公園が安全に利用できている。 | 市民 1 人当たり公園面積                          | 16.3㎡<br>(H30) | 16.5㎡<br>(R4) | 筑後広域公園（環境保全・学習ゾーン）の早期着手に向けて、県や地元との調整を図っていきます。 |
|   | 公園の量・施設に満足している市民の割合                    | 84.3%<br>(H30) | 85.0%<br>(R4) | 公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な改修に取り組みます。                 |
|   | 公園遊具施設の機能に関する総合判定結果が健全である割合            | 44.1%<br>(H30) | 45.0%<br>(R4) | 公園施設長寿命化計画を策定し、予防保全型へ管理体制を移行し、計画的な改修に取り組みます。  |



### 用語解説

- <sup>\*1</sup> コンパクトシティ : 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市。もしくは、それを目指した都市政策。
- <sup>\*2</sup> 立地適正化計画 : 今後の人口減少、高齢化の進展が予測される中でも、市民生活の質を高め、また、将来にわたり持続可能なまちとしてあり続けるため、コンパクトなまちづくりを進めていく計画。
- <sup>\*3</sup> 全建築申請中に占める都市計画用途地域内の申請割合 : 1年間に建築申請されたもののうち、用途地域内の割合。この割合が高いほど都市計画に基づいた建設が進んでいることになる。
- <sup>\*4</sup> 都市計画用途地域内農地率 : 都市計画用途地域 (625ha) 中にある都市的土地利用 (住宅商業工業用地等) に供されていない農地面積の割合。

施策  
1-4

# 公共交通の充実

## 施策のめざす姿

鉄道事業者、バス事業者等による公共交通が確保され、市民の利便性が高まっている。

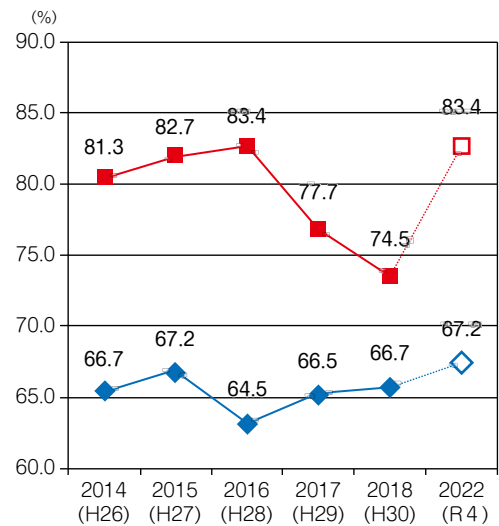
## 施策の成果指標

| 指標名                             | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                                   |
|---------------------------------|----------------|---------------|--|
| 鉄道に満足している市民の割合                  | 74.5%<br>(H30) | 83.4%<br>(R4) | 交通事業者への改善要望や連携強化を図り、過去5年間の最高値への回復を目指します。 |
| 路線バス・コミュニティ自動車、タクシーに満足している市民の割合 | 66.7%<br>(H30) | 67.2%<br>(R4) | 利便性向上策の実施や連携強化を図り、過去5年間の最高値への回復を目指します。   |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 鉄道に関する市民満足度は、ダイヤ改正など交通事業者の事業方針が影響し、2年連続で低下しました。路線バス・コミュニティ自動車・タクシーに関する市民満足度は、大きな変化がないことから概ね横ばいで推移しました。  
満足度回復及び向上を図るため、交通事業者への改善要望や利用推進活動を引き続き実施します。
- ◆ 生活交通の筆頭でもあるコミュニティ自動車は、高齢化社会による公共交通への関心及び重要性が高まってきており、徐々に導入地域が広がりつつありますが、公共交通空白地域対策としてはまだ十分とは言えません。  
このため、市民ニーズに応じた公共交通サービスの検討及び導入推進を引き続き実施します。
- ◆ 今後の公共交通を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化による通勤・通学者の減少などにより、公共交通自体が成り立たなくなる可能性があります。  
このようなことから、市内の公共交通機関を一体的なネットワークとして捉えて最適化し、快適かつ持続可能な交通システムを構築するために「公共交通網形成計画」の策定を進めます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                        | 現状値              | 目標値             | 指標の方向性                             |
|--|----------------------------|------------------|-----------------|------------------------------------|
| <b>基本事業 1</b> <b>重点</b><br><b>生活交通の充実</b><br>自動車等を運転しない（出来ない）交通弱者などの移動手段の確保が出来ている。 | 市内移動の交通手段に困っている市民の割合       | 17.5%<br>(H30)   | 16.5%<br>(R4)   | 交通システムの最適化を図り、達成を目指します。            |
|  | 市内を運行する路線バス及びコミュニティ自動車の路線数 | 17本<br>(H30)     | 23本<br>(R4)     | 路線バス維持及びコミュニティ自動車の導入を推進し、達成を目指します。 |
| <b>基本事業 2</b><br><b>鉄道利用環境の充実</b><br>鉄道の利用環境が整備されており、多くの市民が通勤・通学等に利用している。          | J R 在来線 3 駅の 1 日乗降客数       | 8,181 人<br>(H30) | 8,276 人<br>(R4) | 交通事業者との連携強化及び利便性改善を図り、達成を目指します。    |
|  | J R 新幹線筑後船小屋駅の 1 日乗降客数     | 1,053 人<br>(H30) | 1,332 人<br>(R4) |                                    |





施策  
1-5

# 道路・水路の整備と保全

## 施策のめざす姿

道路・水路の適正な整備推進と維持管理で、施設機能が向上及び保全されている。

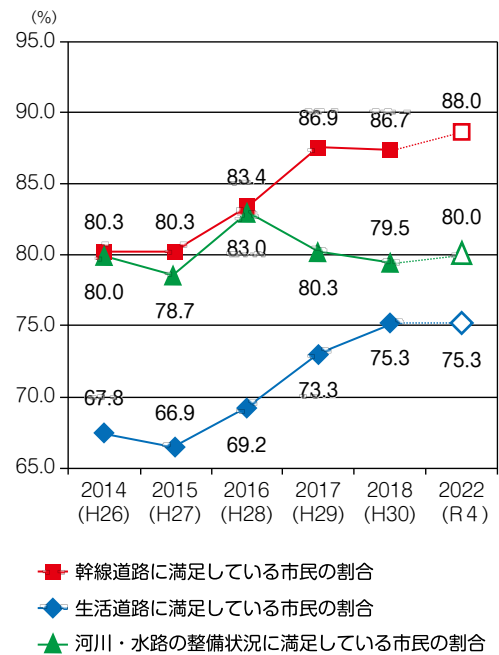
## 施策の成果指標

| 指標名                             | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|---------------------------------|----------------|---------------|--|
| 幹線道路 <sup>*1</sup> に満足している市民の割合 | 86.7%<br>(H30) | 88.0%<br>(R4) | 市の幹線道路である国道・県道の道路改良事業の推進を図り、交通アクセスの利便性を上げ、満足度の割合を向上していきます。 |
| 生活道路 <sup>*2</sup> に満足している市民の割合 | 75.3%<br>(H30) | 75.3%<br>(R4) | 国の補助金等を活用し、効率的に道路事業を行い、満足度の割合を維持します。                       |
| 河川・水路の整備状況に満足している市民の割合          | 79.5%<br>(H30) | 80.0%<br>(R4) | 国・県の補助事業等を活用しながら整備を推進し、満足度の割合を維持します。                       |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 幹線道路については、国道209号など南北を結ぶ道路の交通混雑の緩和や歩行空間の確保が求められており、関係機関と連携し整備促進を図ります。
- ◆ また、市民生活に密着した生活道路の整備についても、地元要望として求められており、優先順位を検討し効率的な整備促進を図ります。
- ◆ 道路の保全については、個別施設計画に基づき、施設の長寿命化と安全性の確保を図ります。
- ◆ 河川や水路、ため池については、令和元年8月の大雨により、市内の複数箇所で大規模な水害が発生しました。特に市内中心部は山ノ井川の氾濫による浸水被害に見舞われました。一方、令和元年11月より県による山ノ井川や花宗川の河川整備が始まり、これら被害の抑制が期待されています。市民の浸水被害への不安軽減のため、引き続き、国・県と連携し、危険想定箇所等の整備を計画的に実施していきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市農村振興基本計画、筑後市個別施設計画（橋梁・舗装）

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                 | 現状値                | 目標値              | 指標の方向性  |
|--|---------------------|--------------------|------------------|---|
| <b>基本事業 1</b><br><b>幹線道路の整備促進</b><br>幹線道路の整備により渋滞が緩和されているとともに、ネットワーク化することで都市間のアクセスが向上している。 | 幹線道路整備延長<累計>        | 3.4km<br>(H28～30)  | 3.0km<br>(R2～4)  | 国道 209 号の改良事業や、国道 442 号の 4 車線化等の事業を促進し、年間 1 km の整備延長を目指します。 |
| <b>基本事業 2</b><br><b>生活道路の整備推進と維持管理</b><br>生活道路の整備により利用者の利便性、安全性が向上している。                    | 生活道路補修・改良延長<累計>     | 17.4km<br>(H28～30) | 18.0km<br>(R2～4) | 社会資本整備総合交付金を最大限活用し、年間 6 km の整備延長を目指します。                     |
| <b>基本事業 3</b><br><b>河川・水路の整備推進と維持管理</b><br>河川や水路などが適切に維持管理されることで、その機能が保全されている。             | 河川・水路などの機能整備要望への対応率 | 73.8%<br>(H30)     | 75.0%<br>(R4)    | 国・県の補助事業を活用した整備推進等により、対応率の割合を維持します。                         |
|  | 浸水・冠水件数             | 17件<br>(H30)       | 0件<br>(R4)       | 国・県の補助事業を活用した整備推進等により、浸水・冠水箇所 0 を目指し取り組みます。                 |



蔵数水田線道路改良事業



柳川筑後線バイパス整備事業(県道)



上原々北地区水路改良事業

### 用語解説

- <sup>1</sup> 幹線道路 : 都市間や主要な施設間などの通行に主に利用される道路。災害時の避難路、火災時の延焼遮断などの機能も併せ持つ。
- <sup>2</sup> 生活道路 : 幹線道路と住宅地を結ぶ道路。

施策  
2-1

# 生活環境・自然環境の保全

## 施策のめざす姿

生活環境及び自然環境の保全、地球温暖化防止のための行動ができている。

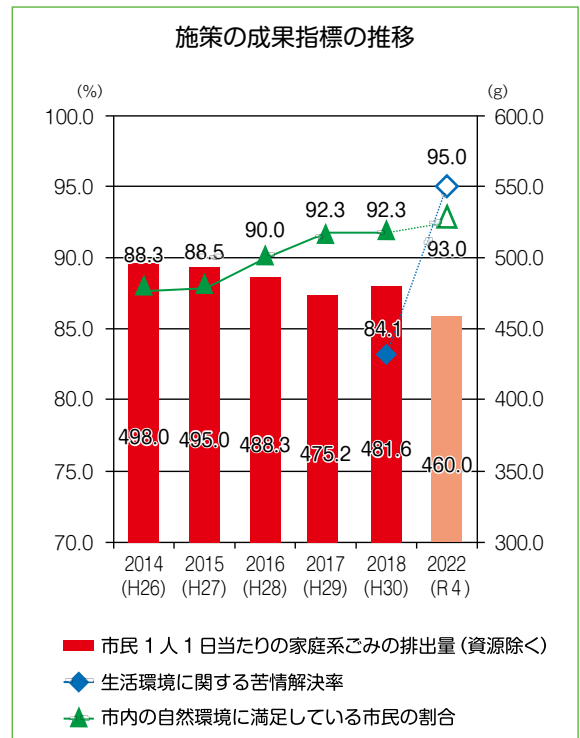
## 施策の成果指標

| 指標名                       | 現状値               | 目標値             | 指標の方向性                                      |
|---------------------------|-------------------|-----------------|---|
| 市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源除く) | 481.6g<br>(H30)   | 460.0g<br>(R4)  | 分別の徹底と食品ロス削減の取り組みを進め、家庭から出るごみの排出量の削減を目指します。 |
| 生活環境に関する苦情解決率             | 84.1%<br>(H28~30) | 95.0%<br>(R2~4) | 周知・啓発や関係機関との連携により解決率95%以上を目指します。            |
| 市内の自然環境に満足している市民の割合       | 92.3%<br>(H30)    | 93.0%<br>(R4)   | 周知・啓発等により現状維持を目指します。                        |

## 施策の基本方針(課題と方向性)

- ◆ 市民アンケートによると、環境にやさしい生活をしている市民の割合<sup>\*1</sup>が増えず低迷しています。「地球温暖化」を含む環境問題の多くは、行き過ぎた快適性・利便性の追求による生活様式や産業活動の変化に起因した環境への負荷により生じています。市民、事業者、行政が正しく認識し、環境に優しい地域社会を形成していく必要があります。
- ◆ 家庭から排出される1人当たりのごみの量は横ばいで推移しています。燃やすごみの中には、資源ごみや食品ロスと言われる食べ残しや未利用食品等が多く含まれていますので、分別の徹底と食品ロス削減の取り組みを進めるとともに、無駄の少ない循環型社会<sup>\*2</sup>の形成に向けた積極的な啓発活動の展開が必要です。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画(又は関連計画)

筑後市環境基本計画、筑後市一般廃棄物処理基本計画

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) との関連性」



基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                                 | 現状値                 | 目標値               | 指標の方向性                                 |
|--|-------------------------------------|---------------------|-------------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進</b><br>減量化、再利用、資源化が促進されている。                   | 減量化に関する実践項目数 (7 項目 <sup>*3</sup> 中) | 2.4 項目<br>(H30)     | 3.0 項目<br>(R4)    | 食品ロス削減やマイバッグ運動等の周知・啓発活動により、達成を目指します。   |
|  | リユースを意識して行動している市民の割合                | 40.9%<br>(H30)      | 45.0%<br>(R4)     | 周知・啓発等により、リユースを意識して行動する人を増やし、達成を目指します。 |
|  | 資源化 (リサイクル) 率 <sup>*4</sup>         | 18.6%<br>(H30)      | 22.0%<br>(R4)     | 分別指導の徹底及び啓発等により、達成を目指します。              |
| <b>基本事業 2</b><br><b>環境にやさしいライフスタイルの実践</b><br>市民や事業所などが自然環境保全の重要性を認識し、省エネ等の環境にやさしい活動が実践されている。 | 地球温暖化防止に役立つ生活を実践している市民の割合           | 35.3%<br>(H30)      | 40.0%<br>(R4)     | 出前講座や広報紙掲載等により啓発等を行い、達成を目指します。         |
| <b>基本事業 3</b><br><b>生活環境の改善</b><br>市民同士、市民と事業所間でトラブルがなく、共存できている。                             | 空地に関する苦情解決率                         | 81.8%<br>(H28 ~ 30) | 95.0%<br>(R2 ~ 4) | 指導啓発等により解決率 95% 以上を目指します。              |
|  | ペット、野焼、騒音、悪臭等に関する苦情件数               | 29 件<br>(H30)       | 25 件<br>(R4)      | 指導啓発、関係機関との連携強化により、苦情件数の減を目指します。       |
|  | 一般廃棄物が不法投棄されている場所の数                 | 34 箇所<br>(H30)      | 32 箇所<br>(R4)     | 指導啓発等により 2 年に 1 箇所ずつ減らすことで、達成を目指します。   |



川と水を守る運動



資源ごみ分別収集の様子

用語解説

- <sup>\*1</sup> 環境にやさしい生活をしている市民の割合 : 第五次総合計画の指標で、環境にやさしい活動と考えられる 20 項目のうち 9 項目以上を実践していると答えた市民の割合。第五次総合計画では、2019 (平成 31) 年度の目標値を 37.0%としているが、実績値は 2017 (平成 29) 年で 22.5%、2018 (平成 30) 年で 23.3%と低迷している。
- <sup>\*2</sup> 循環型社会 : 大量生産、大量消費、大量廃棄を見直し、廃棄物を出さないこと、出てしまった廃棄物は資源として再利用すること、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分することによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
- <sup>\*3</sup> 7 項目 : ①購入した食材は使い切らないようにしている、②料理の食べ残しをしない (そのように注文・調理する)、③生ごみ処理機やコンポストの利用 (ごみ減量化)、④再生品やエコマーク商品の積極購入、⑤ごみを出す前に生ごみの水切りをしている、⑥商品購入時に包装紙や袋をもらわない、⑦詰替商品の積極購入。
- <sup>\*4</sup> 資源化 (リサイクル) 率 : 資源化された量をごみの総排出量で割った割合。

基本構想

基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

人口ビジョン

総合戦略

資料編

施策  
3-1

# 農業の振興

## 施策のめざす姿

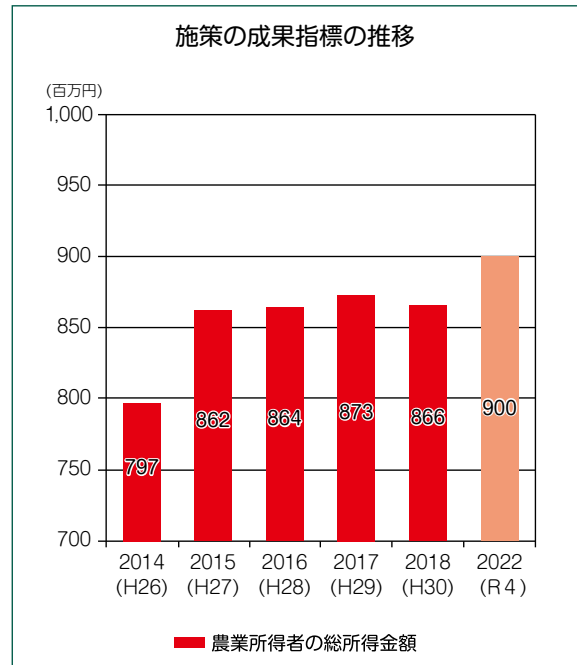
農業経営が安定し、販売額や農家所得が増大している。

## 施策の成果指標

| 指標名                       | 現状値             | 目標値            | 指標の方向性                               |
|---------------------------|-----------------|----------------|--------------------------------------|
| 農業所得者の総所得金額 <sup>*1</sup> | 866百万円<br>(H30) | 900百万円<br>(R4) | 現状から毎年1%程度の増加を目標とし、引き続き支援策を強化していきます。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 農業とは食の生産であり、その経営活動は、遊休農地<sup>\*2</sup>の減少、農地・農村環境の保全にも繋がります。その他、農地が持つ湛水機能は、特に水害に対する防災にも役立つものであり、市全体が恩恵を受けているともいえます。
- ◆ 農業生産者の高齢化、後継者不足等の問題は、今後、より深刻化すると予想されます。引き続き、持続可能な法人組織の体制構築と新規就農者<sup>\*3</sup>の育成、支援を生産者、関係団体と一丸となって取り組み、筑後市農業の担い手を確保していきます。
- ◆ 生産現場での新技術導入や多様な農作業従事形態の構築、販売力の強化などの支援を行うことで、農業所得を増大させていきます。



## 施策の個別計画（又は関連計画）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、筑後市農業振興地域整備計画書、筑後市総合戦略



お茶の淹れ方教室



ちっごの日

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                              | 現状値                 | 目標値                | 指標の方向性   |
|---|----------------------------------|---------------------|--------------------|--|
| <b>基本事業 1</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>施設園芸等農業の展開</b><br>付加価値の高い主要な園芸、特産作物 <sup>*4</sup> の栽培が、産地として継続されている。 | 園芸、特産作物の栽培面積                     | 190.5 ha<br>(H30)   | 190.5 ha<br>(R4)   | 中長期的には減少傾向にありますが、意欲のある担い手への利用集積等により水準維持に努めます。      |
|   | 園芸、特産作物の販売額                      | 24,531 百万円<br>(H30) | 25,000 百万円<br>(R4) | 近年増加傾向にあるため、過去3年間のJAふくおか八女の販売実績を参考に現状からの2%増を目指します。 |
| <b>基本事業 2</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>生産体制の維持</b><br>認定農業者 <sup>*5</sup> をはじめ、次世代の担い手によって農業が経営されている。       | 担い手が経営している市内農地の集積率 <sup>*6</sup> | 72.3%<br>(H30)      | 74.0%<br>(R4)      | 現状から年0.5%程度の上昇を目標とし、法人等の担い手への農地集約をすすめ、達成を目指します。    |
|   | 新規就農者数<累計>                       | 4人<br>(H30)         | 15人<br>(R2~4)      | 年5人程度の新規就農者確保・育成を目標とし、就業支援等による達成を目指します。            |
| <b>基本事業 3</b><br><b>農用地と営農環境の保全</b><br>農地及び農村環境が適正に保全されている。   | 遊休農地面積                           | 18.7 ha<br>(H30)    | 18.3 ha<br>(R4)    | 年0.1ha程度の減少を目指します。                                 |



ぶどう狩り



筑後市多面的機能支払交付金事業



### 用語解説

- <sup>\*1</sup> 農業所得者の総所得金額 : 市町村税課税等の調より、農業所得者の総所得金額等の合計。
- <sup>\*2</sup> 遊休農地 : 農地が現在耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。また、その農業上の利用の程度がその周辺の農地と比べて、著しく劣っている農地。
- <sup>\*3</sup> 新規就農者 : 農家以外の出身者だけでなく、農家の跡取りも含め、新たに農業を始めた者。
- <sup>\*4</sup> 園芸、特産作物 : 「園芸作物」とは「施設園芸に係る作物」のことで、本市ではイチゴ、トマト、ナスや花き、その他にブドウ、ナシといった果樹類が該当。「特定作物」とは「特産品目」のことで、本市では「茶」が該当。
- <sup>\*5</sup> 認定農業者 : 「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」に基づいて、効率的で安定した農業経営をめざすため作成する「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を市町村に提出して認定を受けた農業者。
- <sup>\*6</sup> 担い手が経営している市内農地の集積率 : 年度末時点の農地のうち、担い手（認定農業者、認定新規就農者など）が耕作し貸し借りがされている農地の割合。

施策  
3-2

# 地域に活力をもたらす産業・雇用の創出

## 施策のめざす姿

産業振興によって雇用が創出され、市に活力が生まれている。

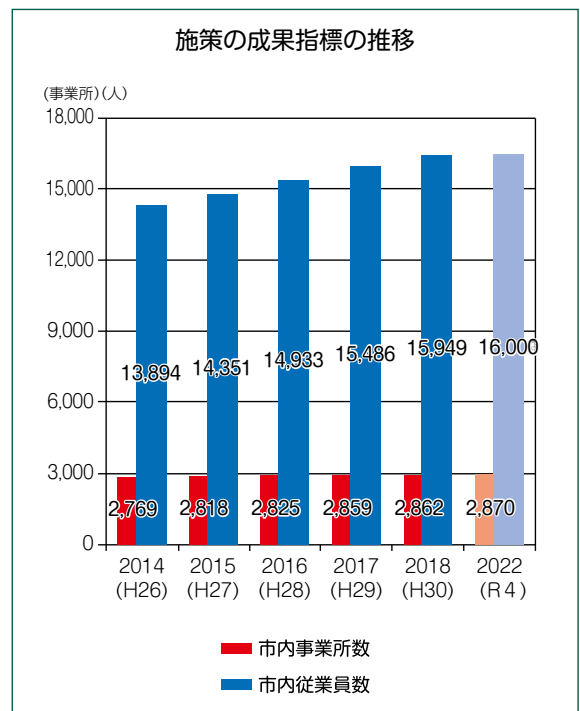
## 施策の成果指標

| 指標名    | 現状値                | 目標値               | 指標の方向性   |
|--------|--------------------|-------------------|--|
| 市内事業所数 | 2,862 事業所<br>(H30) | 2,870 事業所<br>(R4) | 大幅な増加は見込めないため、市内事業所数を維持することで、地域経済の活力と雇用を維持します。 |
| 市内従業員数 | 15,949 人<br>(H30)  | 16,000 人<br>(R4)  | 事業継続や事業拡大等の支援を行うことで、雇用の維持創出を図り、市内従業員数を維持します。   |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

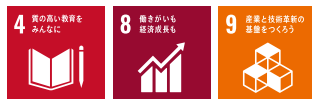
- ◆ 近年、製造業においては、工場増設は見られるものの新規立地は伸び悩んでいます。
- ◆ 本市ではこれまで、法律や条例による課税免除や補助制度、金融機関と連携した融資支援など様々な企業誘致・留置対策について製造業を中心に取り組んできましたが、2019（平成31）年度の条例改正により、これまで製造業と加工業に限っていた課税免除の対象を卸売業等にも拡大するとともに雇用に対する優遇措置も新たに設け、取り組みを強化してきました。
- ◆ 今後は、新規立地を伸ばすため、産業用地適地とした高江地区の用地取得に向けた庁内プロジェクトチームを編成するなどの取り組みを進めます。
- ◆ また、地域経済の発展に向けて、筑後商工会議所や市内金融機関と連携し、中小企業・小規模事業者における経営基盤の強化に取り組めます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市総合戦略



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                            | 現状値              | 目標値             | 指標の方向性  |
|---|--------------------------------|------------------|-----------------|---|
| <b>基本事業 1</b> <b>重点</b> <b>戦略</b><br><b>企業誘致・留置の推進</b><br>市内に企業が進出、又は留まっていることにより地域経済の活性化が促進されている。           | 企業誘致件数<累計>                     | 2 件<br>(H28～30)  | 5 件<br>(R2～4)   | 企業からの用地の問い合わせ等に対応し情報収集に努め、企業誘致を推進します。               |
|   | 資本金 1 億円を超える事業所数               | 138 事業所<br>(H30) | 138 事業所<br>(R4) | 新規事業の支援や優遇措置の充実を図り、現状を維持します。                        |
| <b>基本事業 2</b> <b>戦略</b><br><b>事業所の経営安定化と市内購買力強化</b><br>事業者の経営力が高まり、事業活動が活発化しているとともに、市内購買力が向上している。           | 黒字化している事業所割合(法人税割を納めている事業所の割合) | 48.0%<br>(H30)   | 50.0%<br>(R4)   | 今後も事業者の経営力向上を図ります。                                  |
|   | 日用品を市内で買っている市民の割合              | 83.2%<br>(H30)   | 83.2%<br>(R4)   | 市内スーパー等に加え、商工会議所と連携した既存商店街の魅力発信を行い、市内購買力を維持します。     |
| <b>基本事業 3</b> <b>戦略</b><br><b>創業・事業開発への支援</b><br>市内の創業・新規事業が増加し、産業が活性化している。                                 | 創業・新規事業進出件数<累計>                | 32 件<br>(H28～30) | 35 件<br>(R2～4)  | 市内創業件数は、毎年 10 件程度創業しており、今後も創業支援等を行っていき、件数の向上を目指します。 |
| <b>基本事業 4</b> <b>戦略</b><br><b>雇用の安定と確保</b><br>地元で働くことを希望する人と人材確保を希望する企業とのマッチング機会をつくることで、人手不足が解消し、雇用が安定している。 | 合同会社説明会・面談会来場者数                | 50 人<br>(H30)    | 100 人<br>(R4)   | 地元企業に関心のある求職者向けに行う合同会社説明会・面談会の参加者数の向上を目指します。        |



工場見学バスツアー 池田絣工房



工場見学バスツアー 九州ダンボール株式会社



施策  
3-3

# 観光の振興

## 施策のめざす姿

観光での来訪者が増加し、地域経済が活性化している。

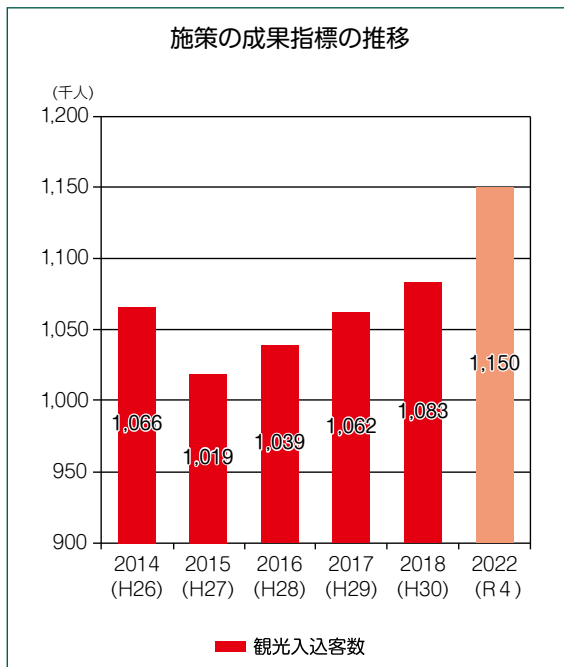
## 施策の成果指標

| 指標名                  | 現状値              | 目標値             | 指標の方向性                   |
|----------------------|------------------|-----------------|--------------------------|
| 観光入込客数 <sup>*1</sup> | 1,083千人<br>(H30) | 1,150千人<br>(R4) | 観光資源の魅力を発信することで増加を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 観光入込客数は、HAWKSベースボールパーク筑後、恋木神社などの集客効果により増加傾向にありますが、恋のくに筑後としてのブランドイメージを周知し、観光意欲度を高めていくことが課題です。
- ◆ 本市は船小屋温泉郷、九州芸文館、久留米餅や豊かな農産物など地域ならではの優れた観光資源を有しています。これらを活かした魅力ある情報発信を行い、市内観光地の周遊促進や観光消費の拡大を図り、地域活性化を目指します。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市観光推進実施プラン、筑後市総合戦略

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                      | 現状値               | 目標値              | 指標の方向性   |
|--|--------------------------|-------------------|------------------|--|
| <b>基本事業 1</b> <b>戦略</b><br><b>魅力ある観光事業の推進</b><br>魅力あるイベントが開催され、来訪者が増加している。   | 市内観光イベントの来場者数            | 1,362 百人<br>(H30) | 1,285 百人<br>(R4) | 来場者数は、イベントの統合により現状値から減少するが、内容を充実させることにより目標の達成を目指します。           |
| <b>基本事業 2</b> <b>戦略</b><br><b>ファーム本拠地と筑後船小屋駅を核とした広域連携による観光推進</b><br>HAWKS ベースボールパーク筑後をはじめとする筑後船小屋駅周辺の観光施設への来訪者が増加している。 | HAWKS ベースボールパーク筑後の平均観戦者数 | 2,001 人<br>(H30)  | 2,200 人<br>(R4)  | 来場へのきっかけづくりに取り組み、新たなファンを獲得しながら開業当初の目標値である 2,200 人を目指します。       |
|  | 筑後船小屋駅周辺施設 *2 の入込客数      | 6,547 百人<br>(H30) | 7,205 百人<br>(R4) | 周辺エリアの魅力発信や HAWKS ベースボールパーク筑後での来場者増加に向けた取り組みの実施により、目標達成を目指します。 |
| <b>基本事業 3</b> <b>戦略</b><br><b>観光情報の発信</b><br>観光の魅力が発信され、観光意欲度が向上し来訪者が増加している。   | 観光プロモーションによるメディア露出件数 *3  | 478 件<br>(H30)    | 500 件<br>(R4)    | 観光資源やイベントの魅力を発信することで目標達成を目指します。                                |
|  | 観光意欲度の県内順位 *4            | 12 位<br>(H30)     | 10 位<br>(R4)     | 「恋のくに筑後」としての観光の魅力 PR することで観光意欲度を喚起し、目標達成を目指します。                |



### 用語解説

- \*1 観光入込客数 : 宿泊施設、祭り・イベントの主催者、各施設などからの聞き取り調査などにより算出した人数。日常生活圏域以外の場所へ訪れ、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない人の数を示す。
- \*2 筑後船小屋駅周辺施設 : 筑後広域公園、九州芸文館、HAWKS ベースボールパーク筑後、恋ぼたる、船小屋鉱泉場、船小屋温泉郷各旅館・ホテル。
- \*3 観光プロモーションによるメディア露出件数 : テレビ、新聞、雑誌に市の観光が取り上げられた件数。
- \*4 観光意欲度の県内順位 : 地域ブランド研究所の地域ブランド調査における「観光意欲度」の福岡県内の順位。

施策  
4-1

# 子育て支援の充実

## 施策のめざす姿

安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

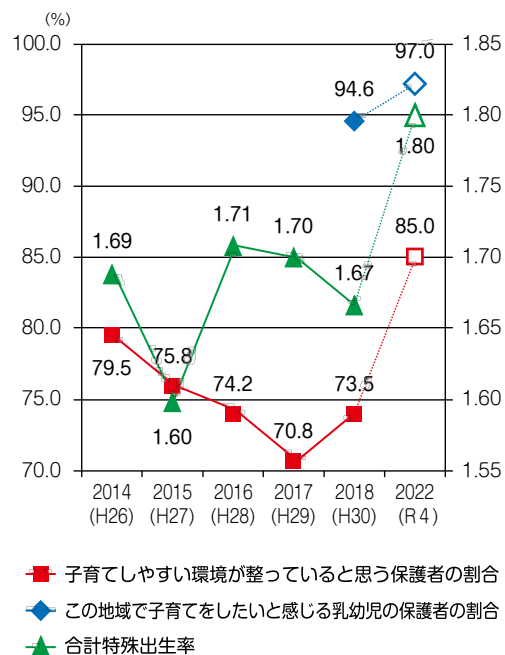
## 施策の成果指標

| 指標名                        | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|----------------------------|----------------|---------------|--|
| 子育てしやすい環境が整っていると思う保護者の割合   | 73.5%<br>(H30) | 85.0%<br>(R4) | 待機児童の解消や各種保育サービスの充実、育児相談窓口の一元化等により、子育てしやすい環境を整えます。 |
| この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合 | 94.6%<br>(H30) | 97.0%<br>(R4) | 妊娠期からの切れ目ない子育て支援事業を継続的に実施していくことで、成果向上を図ります。        |
| 合計特殊出生率 <sup>*1</sup>      | 1.67<br>(H30)  | 1.80<br>(R4)  | 結婚の希望や子供を持ちたい希望の実現を支援することで出生率の向上を目指します。            |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 「安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまち」の実現のため、仕事と育児が両立できる環境整備が重要となりますが、女性の社会進出や核家族化の進展、さらに、2014（平成26）年度から始まった段階的幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは飛躍的に高まりました。併せて学童保育のニーズも高まっており、その受け皿の安定的な確保が課題となっています。施設の整備や保育士及び放課後児童支援員等の担い手の確保を行い、児童の受け入れ枠の確保を行います。
- ◆ 児童虐待防止では、全国的に悲惨な事件が後を絶たず、関心の高まりから通告や相談が増加傾向にあります。相談対応とともに、関係機関との連絡調整を行い、子どものおかれた環境の状況等を的確にとらえ、児童虐待の早期発見と防止に取り組みます。
- ◆ 子育て世代包括支援センター<sup>\*2</sup>を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供し、切れ目ない支援を行います。
- ◆ 合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、出生数は年々減少しており、家族形成の支援など少子化対策に引き続き取り組みます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市子ども・子育て支援事業計画、筑後市総合戦略

### 用語解説

<sup>\*1</sup> 合計特殊出生率 : 1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。2018(平成30)年の全国平均は1.42。

<sup>\*2</sup> 子育て世代包括支援センター : 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援プランの作成や関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供する相談機関。

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) との関連性」



基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名  | 現状値                | 目標値               | 指標の方向性  |  |
|---|--|--------------------|-------------------|---|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>子どもの人権の尊重</b><br>児童虐待が早期に発見され、また、相談機能などが充実し、児童虐待が防止されている。                                     | 児童虐待件数 <sup>*3</sup> <新規実人数>                       | 8 件<br>(H30)       | —<br>(R4)         | 相談機能の充実や関連機関との連携により、児童虐待防止に努めます。                                    |  |
| <b>基本事業 2</b> <b>戦略</b><br><b>ひとり親家庭等の自立支援の推進</b><br>ひとり親世帯等の自立に向けた相談・支援が行われている。                                  | ひとり親家庭等の自立支援推進事業の利用者数                              | 11 人<br>(H30)      | 19 人<br>(R4)      | 母子自立支援推進事業を周知し、利用者数を増やすことで、自立を支援します。                                |  |
| <b>基本事業 3</b> <b>重点</b> <b>戦略</b><br><b>保育サービスの充実・子どもの居場所づくり</b><br>保育施設の入所や、その他保育サービスを利用することができ、子どもの居場所が確保されている。 | 保育所等の待機児童数   | 4 月                | 18 人<br>(H30)     | 0 人<br>(R4)   | 施設整備や保育士確保等により、児童の受入枠を拡大し、増加する保育ニーズに対応します。 |
|   |  | 10 月               | 15 人<br>(H30)     | 0 人<br>(R4)   |  |
|   | 学童保育所の待機児童数 <sup>*4</sup>                          | 43 人<br>(H30)      | 0 人<br>(R4)       | 民間学童等も含めた児童の受入枠拡大により、増加する保育ニーズに対応します。                               |  |
|   | 一時的な保育ニーズに対応できなかった件数 <sup>*5</sup>                 | —<br>(H30)         | 0 件<br>(R4)       | 保育士や提供会員 <sup>*6</sup> 等を確保し、一時的な保育ニーズに対応できる体制を構築します。               |  |
| <b>基本事業 4</b> <b>戦略</b><br><b>子育て不安の軽減</b><br>地域の子育て支援サービスや、相談業務等が充実することにより、子育ての悩みや不安が軽減されている。                    | 子どもの発達過程を知っている保護者の割合                               | 89.7%<br>(H30)     | 93.0%<br>(R4)     | 子育て中の保護者同士や地域との交流の場を通して、保護者が必要とする知識を得る機会を増やします。                     |  |
|   | 育てにくさを感じた時に対処できる保護者の割合                             | 88.0%<br>(H30)     | 90.0%<br>(R4)     | 子育て関連の相談事業の情報発信を行うとともに、保護者がより利用しやすい相談事業の実施に努めます。                    |  |
|   | 保護者 1 人当たりの、子育てについて相談できる相手、または相談できる機関の数（配偶者や親族を除く） | 1.5 人（機関）<br>(H30) | 1.7 人（機関）<br>(R4) | おひさまハウス <sup>*7</sup> や関係機関の相談事業の発信や、「子育てガイド Book」の配布等による周知を行います。   |  |
| <b>基本事業 5</b> <b>戦略</b><br><b>子どもの健やかな成長の支援</b><br>心身ともに健やかに成長できている。  | 低出生体重児 <sup>*8</sup> の出生率                          | 11.3%<br>(H30)     | 10.0%<br>(R4)     | 妊婦健康診査の受診勧奨や母体管理に対する保健指導により、達成を目指します。                               |  |
|   | 乳幼児健診で要精密検査となった者の受診率                               | 87.5%<br>(H30)     | 90.0%<br>(R4)     | 受診勧奨を行うことにより、受診率向上を目指します。   |  |
| <b>基本事業 6</b> <b>戦略</b><br><b>家族形成の支援</b><br>若い世代の出会いや結婚、出産を応援することで、未婚・晩婚化、晩産化に歯止めをかけることができる。                     | 若年層有配偶者率 <sup>*9</sup>                             | 51.4%<br>(H30)     | 51.0%<br>(R4)     | 結婚の希望を持つ若者が人生のパートナーに出逢える場や機会を創出することで生涯未婚率 <sup>*10</sup> の上昇を抑制します。 |  |

用語解説

- <sup>\*3</sup> 児童虐待件数 : 児童相談所が、緊急度が高いと判断し一時保護や施設入所を行った者の数。
- <sup>\*4</sup> 学童保育所の待機児童数 : 5 月 1 日現在の学童保育の待機者の数。
- <sup>\*5</sup> 一時的な保育ニーズに対応できなかった件数 : 一時預かり、休日保育、ファミリー・サポート・センター、病児保育において、ニーズに対応できなかった件数。
- <sup>\*6</sup> 提供会員 : ファミリー・サポート・センターに登録し育児援助を行う会員。
- <sup>\*7</sup> おひさまハウス : 筑後市子育て支援拠点施設の愛称。
- <sup>\*8</sup> 低出生体重児 : 出生時に体重が 2,500g 未満の新生児。
- <sup>\*9</sup> 若年層有配偶者率 : 年度末時点で住民基本台帳に記録される市民（18～49 歳）のうち世帯内に配偶者がいる率。
- <sup>\*10</sup> 生涯未婚率 : 50 歳になった時点で一度も結婚をしたことがない人の割合。

基本構想

基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

人口ビジョン

総合戦略

資料編

## 施策 4-2 健康づくりの推進

### 施策のめざす姿

健全な心身を保ち、早世する市民が減少している。

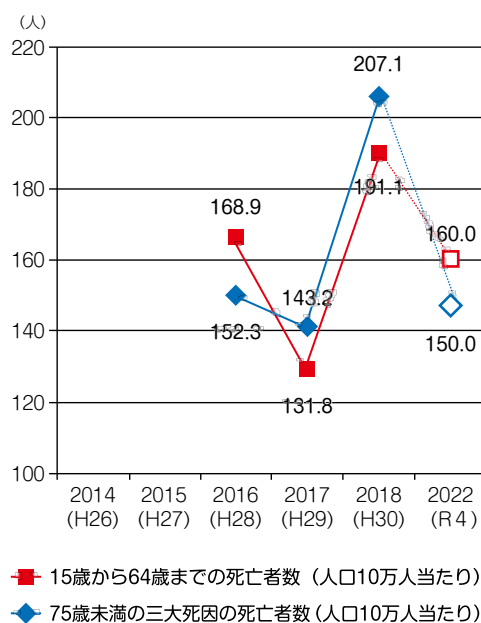
### 施策の成果指標

| 指標名                                       | 現状値             | 目標値            | 指標の方向性   |
|---|-----------------|----------------|--|
| 15歳から64歳までの死亡者数（人口10万人当たり）                | 191.1人<br>(H30) | 160.0人<br>(R4) | 健康増進事業の推進やこころの健康づくりに対する支援を行うことにより、達成を目指します。      |
| 75歳未満の三大死因 <sup>*1</sup> の死亡者数（人口10万人当たり） | 207.1人<br>(H30) | 150.0人<br>(R4) | 検診受診率向上を図り、保健指導など生活習慣の改善に対する支援を行うことにより、達成を目指します。 |

### 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 高齢化の進展とともに、運動不足や食生活の乱れを原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病は、死因別死亡割合で6割、医療費においても3割を占めており、医療費増大の要因となっています。このことにより、今後市民負担が増えることが考えられます。
- ◆ このため、特定健診やがん検診等の受診率向上と精密検査の確実な受診に対する取り組みを行います。また、運動や食に関する生活習慣の改善に向けた保健指導を行うとともに、未治療者や治療中断者に対して受診勧奨を行うことにより、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図り、医療費の抑制に努めます。併せてこころの健康づくりに取り組みます。

施策の成果指標の推移



### 施策の個別計画（又は関連計画）

よかよかちっこ健康のまち 21～筑後市健康増進計画、ちっこの生命をつなぐ食育推進計画、筑後市自殺対策計画、筑後市保健事業実施計画、地方独立行政法人筑後市立病院中期目標



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                           | 現状値               | 目標値             | 指標の方向性  |
|--|-------------------------------|-------------------|-----------------|---|
| <b>基本事業 1</b> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">重点</span><br><b>生活習慣の改善</b><br>健全な生活習慣を持っている市民の割合が増加している。 | 1人当たりの健康づくり取り組み項目数(11項目*2中)   | 4.8項目<br>(H30)    | 5.8項目<br>(R4)   | 健康づくりに関する周知・啓発により、1人当たりの健康づくり取り組み項目を現状値より1項目増やします。    |
|  | 糖尿病性腎症における新規透析導入者数(人口10万人当たり) | 8.1人<br>(H30)     | 6.1人<br>(R4)    | 未治療者や治療中断者への受診勧奨や医療機関との連携を図り、保健指導を行うことにより、達成を目指します。   |
| <b>基本事業 2</b><br><b>病気の早期発見・早期治療の推進</b><br>健診(検診)を受けている人の割合が増加している。  | 特定健康診査受診率                     | 42.3%<br>(H30)    | 56.0%<br>(R4)   | 通知や電話、校区コミュニティとの連携を図った訪問による受診勧奨などにより、達成を目指します。        |
|  | 1年に1回がん検診を受けている市民の割合          | 41.0%<br>(H30)    | 50.0%<br>(R4)   | がん検診の必要性を周知・啓発することにより、達成を目指します。                       |
| <b>基本事業 3</b><br><b>こころの健康づくりの推進</b><br>こころの健康が保たれている。   | 自殺者数(人口10万人当たり)               | 10.1人<br>(H30)    | 10.0人<br>(R4)   | 減少傾向ではありますが、周知・啓発と併せて相談対応やサービス提供などの支援により、減少を目指します。    |
| <b>基本事業 4</b><br><b>地域医療体制の充実</b><br>市民が安心して医療にかかれる体制が充実している。  | かかりつけ医を持っている市民の割合             | 81.0%<br>(H30)    | 85.0%<br>(R4)   | 既に、高い現状値ではありますが、周知・啓発により更なる向上を目指します。                  |
|  | 筑后市立病院における救急車受入割合             | 97.4%<br>(H30)    | 97.0%以上<br>(R4) | 市立病院の第3期中期目標の値を目標値とし、現状維持・継続に努めます。                    |
| <b>基本事業 5</b><br><b>国民健康保険財政の健全運営</b><br>国民健康保険財政が健全に運営されている。  | 国民健康保険1人当たり医療費                | 409,274円<br>(H29) | —<br>(R4)       | 1人当たり医療費は毎年増加傾向にありますが、医療費適正化事業を実施することにより、医療費の伸びを抑えます。 |



### 用語解説

\*1 三大死因

：現在、日本人の三大死因として挙げられているのは、悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患という3つの疾患であり、これらの疾患は、毎日の食事や睡眠、運動不足などの生活習慣の積み重ねによって起こる。

\*2 11項目

：①毎日朝食をとる、②主食、主菜、副菜のそろった食事をとる、③塩分を控える、④間食を控える、⑤週2回以上30分以上の運動(スポーツや散歩など)をする、⑥適正な体重を維持する、⑦適正な睡眠時間を確保する、⑧お酒を飲まない。飲む時は適正飲酒を守る、⑨たばこを吸わない、⑩悩みやストレスをためないようにしている、⑪その他。

施策  
4-3

# 高齢者福祉の充実

## 施策のめざす姿

介護予防に取り組み、健康寿命の延伸に努めながら、たとえ介護状態になっても、適切な介護サービスが受けられる。

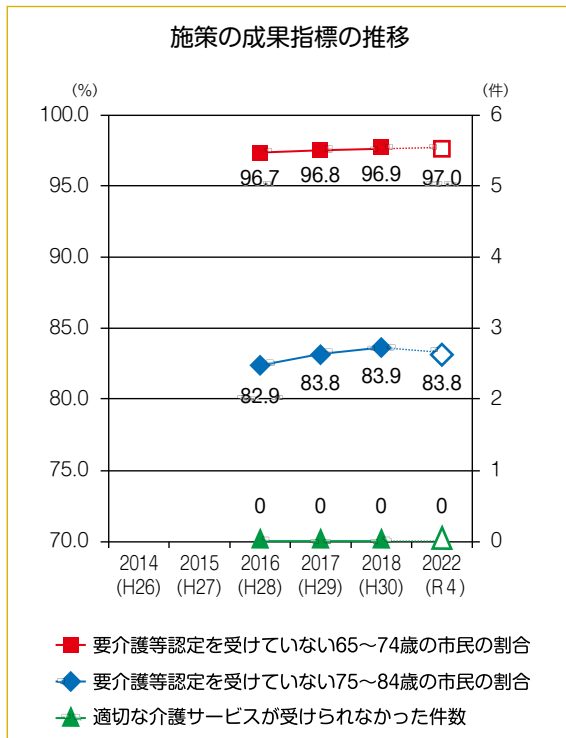
## 施策の成果指標

| 指標名                                      | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性  |
|--|----------------|---------------|---|
| 要介護等認定 <sup>*1</sup> を受けていない65～74歳の市民の割合 | 96.9%<br>(H30) | 97.0%<br>(R4) | 比較的若い世代である当年代から介護予防や健康づくりに取り組む市民を増やし、健康寿命を延伸することで、達成を目指します。 |
| 要介護等認定を受けていない75～84歳の市民の割合                | 83.9%<br>(H30) | 83.8%<br>(R4) | 要介護等認定率が高くなる当年代においても、介護予防や健康づくりに取り組む市民を増やすことで、達成を目指します。     |
| 適切な介護サービスが受けられなかった件数                     | 0件<br>(H30)    | 0件<br>(R4)    | 介護保険サービス事業所への指導を計画的に実施し、適切な介護保険サービスを受けられる体制の維持に努めます。        |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 高齢化の進展に伴って高齢者が増加していますが、少子化や核家族化なども相まって、特に一人暮らしの高齢者が増加しており、地域のつながりが薄くなる傾向にあります。
- ◆ また、2025（令和7）年には団塊の世代が75歳を迎え、医療・介護などの社会保障給付費が急激に増大することが懸念されます。
- ◆ 高齢者ができるだけ住み慣れた自宅や地域で尊厳を保ち自立した暮らしを続けられるよう住まいを中心に医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム<sup>\*2</sup>の深化・推進が重要ですが、中でも、若い年代からの健康づくりや介護予防への取り組みと地域での人とのつながり、支え合いがこれまで以上に大切となります。
- ◆ このため、生活支援コーディネーター<sup>\*3</sup>の活動やリハビリ専門職による人的支援等を通じて地域の支え合いや高齢者の居場所づくりを進めます。
- ◆ あわせて、高齢者の居場所等を活用した健康相談、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨など高齢者医療制度の保健事業と介護予防事業の連携を進め、市民の健康寿命延伸と医療保険制度や介護保険制度の持続可能性の確保に努めます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、筑後市地域福祉計画



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名   | 現状値                 | 目標値           | 指標の方向性  |
|---|---|---------------------|---------------|---|
| <b>基本事業 1</b> <span style="background-color: #f08080; padding: 2px;">重点</span><br><b>生きがいがづくりと介護予防の推進</b><br>社会参加を通じた生きがいがづくりや介護予防の取り組みが地域で広がっており、高齢者が要介護・要支援状態となることが防止されている。 | 新規認定者 <sup>*4</sup> の平均年齢                   | 81.8歳<br>(H30)      | 82.2歳<br>(R4) | 若い年代から介護予防や健康づくりに取り組む市民を増やし、達成を目指します。                                 |
|   | 要介護等状態区分が維持又は改善した者の割合                       | 77.6%<br>(H30)      | 78.0%<br>(R4) | 介護保険サービスの適正な利用・提供により、重度化を抑制し、達成を目指します。                                |
|   | 65歳以上の要介護等認定者の割合                            | 16.1%<br>(H30)      | 15.9%<br>(R4) | 生きがいがづくりと介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすことで、達成を目指します。                             |
| <b>基本事業 2</b><br><b>高齢者の相談体制の充実と権利擁護</b><br>高齢者及びその家族の相談体制の充実と適切かつ迅速な支援により、高齢者が安心して生活できている。   | 相談先がある高齢者の割合                                | 85.5%<br>(H30)      | 90.0%<br>(R4) | 地域包括支援センター <sup>*5</sup> の周知を進めるとともに、関係機関とのネットワーク体制を構築し、達成を目指します。     |
|   | 高齢者の権利が損なわれた件数(虐待・権利) <sup>*6</sup>         | 10件<br>(H30)        | —<br>(R4)     | 虐待などの権利侵害について地域の理解を進め、諸施策の活用を促進し、減少を目指します。                            |
| <b>基本事業 3</b><br><b>日常生活支援サービス<sup>*7</sup>の推進</b><br>支援を必要とする高齢者が、多様なサービスや地域の支え合いにより生活できている。   | 日常生活支援サービスの登録者数                             | 365人<br>(H30)       | 385人<br>(R4)  | 介護予防・生活支援サービスを中心に周知・啓発を進め、利用を促進し、達成を目指します。                            |
|   | 日常生活支援サービスを行うボランティア・NPO等団体数                 | 5団体<br>(H30)        | 8団体<br>(R4)   | 高齢者のニーズを把握し、地域による支え合いの意識を醸成し、取り組みをサポートすることにより、達成を目指します。               |
| <b>基本事業 4</b><br><b>介護保険サービスの推進</b><br>高齢者が介護の必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた地域や施設で安心して生活できている。  | 要介護等認定者のうち、在宅サービス <sup>*8</sup> を利用している者の割合 | 63.1%<br>(H30)      | 65.6%<br>(R4) | 在宅サービスの周知をすすめ、また、必要な在宅サービスを整備するなどにより、達成を目指します。                        |
|   | 地域密着型事業所 <sup>*9</sup> の利用定員数               | 211人<br>(H30)       | 240人<br>(R4)  | 在宅介護の限界点を高め、住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。 |
| <b>基本事業 5</b><br><b>高齢者に関する保険制度の持続運用</b><br>高齢者に必要なサービスが持続的・安定的に提供でき、高齢者に関する保険事業が健全に運営されている。  | 介護保険1人当たりの給付額<月額> <sup>*10</sup>            | 20,190円<br>(H30)    | —<br>(R4)     | 介護予防推進、在宅サービスへのシフト、適正なサービス利用・提供等により、給付額の抑制を図ります。                      |
|   | 後期高齢者1人当たりの医療費<年額>                          | 1,256,107円<br>(H29) | —<br>(R4)     | 生活習慣病等の重症化予防と心身機能の低下防止を柱とした保健事業を実施し、医療費の伸びを抑えます。                      |

### 用語解説

- <sup>\*1</sup> 要介護等認定 : 日常生活を送るうえで介護が必要か、必要とすればどの程度の介護が必要かを認定する。要支援認定(要支援1、要支援2)と要介護認定(要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5)がある。
- <sup>\*2</sup> 地域包括ケアシステム : 地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組み。
- <sup>\*3</sup> 生活支援コーディネーター : 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
- <sup>\*4</sup> 新規認定者 : 要介護等認定を申請し、初めて認定を受けた者。
- <sup>\*5</sup> 地域包括支援センター : 市が設置した介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える相談窓口。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。
- <sup>\*6</sup> 高齢者の権利が損なわれた件数(虐待・権利) : 高齢者虐待として認定した件数。
- <sup>\*7</sup> 日常生活支援サービス : 日常生活を送るうえで支援が必要な65歳以上の高齢者が利用できる介護保険サービス以外のホームヘルプサービス、ショートステイ、給食サービス等。登録制。
- <sup>\*8</sup> 在宅サービス : 居宅サービス又は地域密着型サービス(特別養護老人ホームを除く)。
- <sup>\*9</sup> 地域密着型事業所 : 食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供する小規模なサービス事業所。地域の特性を活かし、地域の事情に即したサービスを提供するために、事業者の指定や監督は市町村が行う。
- <sup>\*10</sup> 介護保険1人当たりの給付額<月額> : 介護サービスを提供した事業者に対し市が支払ったサービス費を65歳以上の人数で除した金額(月額平均)。



施策  
4-4

# 障害者（児）福祉の充実

## 施策のめざす姿

地域で安心して生活できる環境があり、在宅で暮らしている。

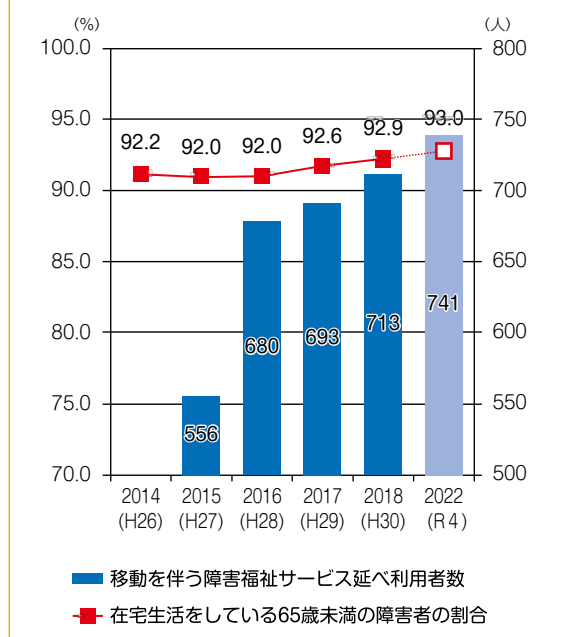
## 施策の成果指標

| 指標名                   | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性  |
|-----------------------|----------------|---------------|---|
| 在宅生活をしている65歳未満の障害者の割合 | 92.9%<br>(H30) | 93.0%<br>(R4) | 相談支援事業所等と連携し、地域で生活するのに必要なサービスに繋げ、障害者の在宅生活を支援していきます。 |
| 移動を伴う障害福祉サービス延べ利用者数   | 713人<br>(H30)  | 741人<br>(R4)  | 過去の傾向等から現状値の年1%増を目標値とし、障害者の社会参加を支援していきます。           |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 障害者（児）が、地域で自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現のためには、障害者（児）が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受ける体制が必要です。
- ◆ それぞれ異なる障害の種類、程度等に合わせて、全ての障害者（児）のニーズに対応できる体制を構築し、地域で安心して生活できるよう支援していくことが課題です。
- ◆ 2019（平成31）年度より「第3期筑後市障害者基本計画」に基づく施策推進に取り組んでいます。  
引き続き、当計画に沿って関係団体や相談支援事業所<sup>\*1</sup>、サービス提供事業所等と連携を深め、障害者（児）の施策について推進していきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市障害者基本計画、筑後市障害福祉計画、筑後市障害児福祉計画



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名  | 現状値               | 目標値              | 指標の方向性  |
|---|--|-------------------|------------------|---|
| <b>基本事業 1</b><br><b>自立支援の促進</b><br>障害の特性や能力に応じて適正なサービスを受けられ、自立が促進され、社会参加している。 | 介護給付（在宅サービス）・訓練等給付・障害児通所支援の自立支援給付利用件数<延べ数> | 9,702 件<br>(H30)  | 10,096 件<br>(R4) | 相談支援事業所等と連携し、障害者（児）が地域生活を送るのに必要なサービス利用に繋がります。 |
| <b>基本事業 2</b><br><b>地域生活支援の促進</b><br>障害の特性や能力に応じて適正な支援が受けられ、生活が改善されている。       | 地域生活支援事業 *2 の利用件数 <延べ数>                    | 16,506 件<br>(H30) | 16,600 件<br>(R4) | 相談支援事業所等と連携し、障害者（児）が地域生活を送るのに必要なサービス利用に繋がります。 |
| <b>基本事業 3</b><br><b>障害者（児）の人権擁護</b><br>障害者（児）が地域で安心して暮らすため、権利が守られている。         | 障害者（児）の権利が損なわれた件数（虐待・権利）*3                 | 0 件<br>(H30)      | 0 件<br>(R4)      | 関係機関や相談支援事業所等との連携強化により0件を目指します。               |

あなたの『お助け』が必要です。

# ヘルプカード

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 名 前        |  | 筑後市 |
| 住 所        |  |     |
| 緊 急<br>連絡先 |  |     |

|                |  |
|----------------|--|
| 生年月日           |  |
| 障害名・病名         |  |
| かかりつけ医         |  |
| 『お助け』してほしいことなど |  |
| .....          |  |
| .....          |  |
| .....          |  |

ヘルプカード



筑後市地域自立支援協議会 サンコアフェスタ参加の様子

### 用語解説

- \*1 相談支援事業所 : 地域で生活する障害者やご家族からの相談に応じ、必要な情報や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援する事業所。
- \*2 地域生活支援事業 : 障害者が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため市が実施する事業。移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス等。
- \*3 障害者（児）の権利が損なわれた件数（虐待・権利） : 障害者虐待として認定した件数。

施策  
4-5

# セーフティネットの推進

## 施策のめざす姿

生活に困窮している低所得者が、各種支援等を受けることで生活が維持されている。

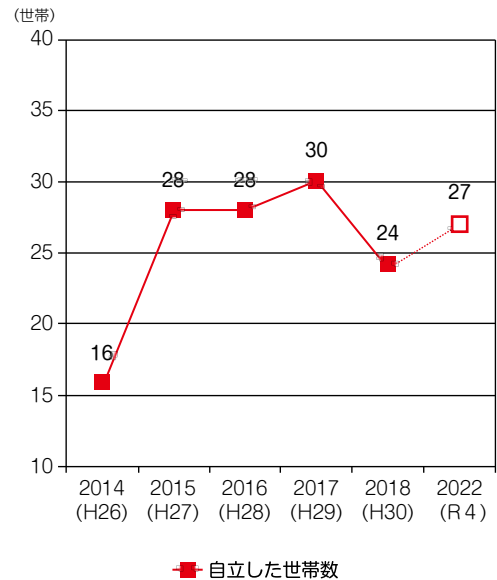
## 施策の成果指標

| 指標名     | 現状値           | 目標値          | 指標の方向性                       |
|---------|---------------|--------------|------------------------------|
| 自立した世帯数 | 24世帯<br>(H30) | 27世帯<br>(R4) | 世帯の状況に応じた自立支援等により、成果向上を図ります。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 生活困窮者の相談件数は管内有効求人倍率の改善により近年横ばい傾向にあります。生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、保護期間は長期化する傾向にあります。今後も家族構成の変化による家庭機能の低下等により、更なる高齢者世帯の保護増加が見込まれます。
- ◆ 現に生活に困窮する人や将来的に生活困窮に陥るリスクの高いひきこもりの状態にある人も対象とした生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前に早期支援を行い、ハローワーク等の関連機関と連携し、生活困窮者の自立へ向けた必要な支援を実施します。
- ◆ 市営住宅については、今後も計画的な改修等を行い、健全で低廉な住環境の提供を行います。

施策の成果指標の推移



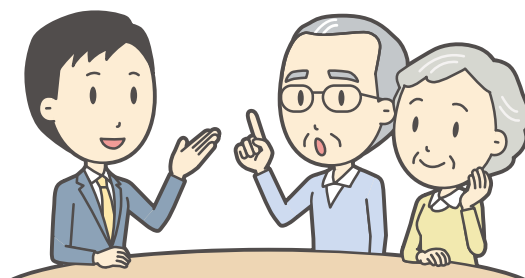
## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市営住宅長寿命化計画



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                                | 現状値             | 目標値           | 指標の方向性   |
|--|------------------------------------|-----------------|---------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>生活困窮者の自立支援と適正な生活保護</b><br>自立を促す支援を実施するとともに、生活保護で生活の基礎が保たれている。                                    | 自立支援プラン <sup>*1</sup> で改善が見られた者の割合 | 78.6%<br>(H30)  | 85.0%<br>(R4) | 相談内容から自立支援プランへ繋げることで成果向上を図ります。                       |
|  | 生活保護で生活が守られている世帯数                  | 194 世帯<br>(H30) | —<br>(R4)     | 生活支援が必要な人には、必要な支援を適正に行っていきます。                        |
| <b>基本事業 2</b><br><b>市営住宅による住宅の確保</b><br>市営住宅を適切に維持管理や改善することで低所得者等が安心して生活できる場所が確保され、住宅ストックの適正化 <sup>*2</sup> が行われている。 | 市営住宅入居率                            | 93.5%<br>(H30)  | 94.0%<br>(R4) | 単身入居可能住宅を拡充する等の入居資格の緩和により入居しやすい環境を整えることで入居率の向上を図ります。 |
|  | 市営住宅管理戸数                           | 501 戸<br>(H30)  | 489 戸<br>(R4) | 計画に基づく適正な住宅管理戸数を確保し、維持管理の効率化と住宅の保全に努めます。             |



市営住宅常用団地

### 用語解説

- <sup>\*1</sup> 自立支援プラン : 生活に困りごとや不安を抱えている人より相談を受け、どのような支援が必要かを支援員と一緒に考え、作成するプラン。それをもとに、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う。
- <sup>\*2</sup> 住宅ストックの適正化 : 市営住宅の需要を把握し、老朽化した市営住宅の建替えや長寿命化について適正な改善事業を行うことで、既存市営住宅の有効活用を図ること。

施策  
4-6

# 地域福祉の推進

## 施策のめざす姿

市民、地域、行政との協働により、支え合っている。

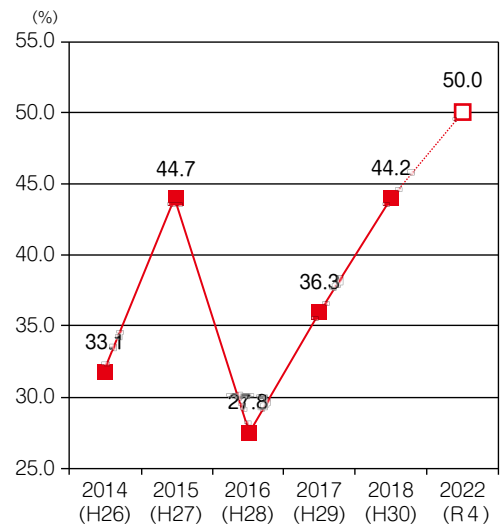
## 施策の成果指標

| 指標名                      | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|--------------------------|----------------|---------------|--|
| 地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合 | 44.2%<br>(H30) | 50.0%<br>(R4) | 社会福祉協議会と連携し、地域で支え合うという意識や体制づくりの取り組みを充実させていきます。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 地域福祉の推進を考える上で重要なのは、近隣の人達の結びつきです。増加する高齢者世帯、また将来を担う子ども達への支援の充実も必要です。そして、ひきこもりやDV<sup>\*1</sup>等の課題も増えてきており、地域福祉活動の大きな柱である社会福祉協議会、民生委員・児童委員の役割はより重要になっています。
- ◆ 筑後市地域福祉計画に基づき、地域で支え合うことを第一と考えます。自助で補えない部分を、互助・共助により地域で支え、必要な人には行政による公助を行い、地域住民や関係機関・団体、社会福祉事業者等が連携して、地域で支え合う仕組みづくりを進めていきます。

施策の成果指標の推移



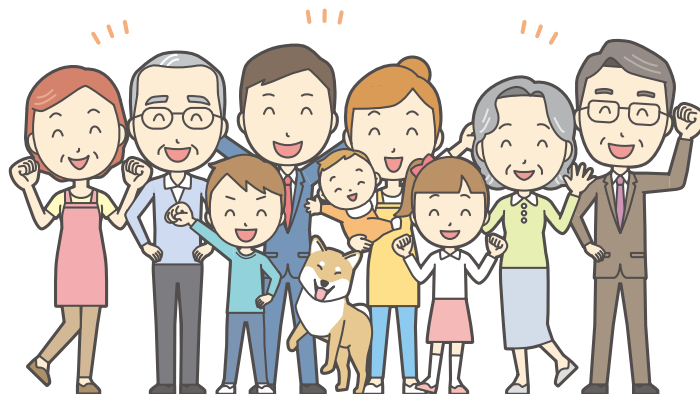
■ 地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合

## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市地域福祉計画

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                                | 現状値             | 目標値            | 指標の方向性   |
|---|------------------------------------|-----------------|----------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>支え合いの意識と人づくり</b><br>市民自らが地域の生活課題を解決していこうという意識が醸成され、近隣と良好な関係が構築され、担い手が育成されている。 | 近隣とのコミュニケーション、交友関係が構築されていると思う市民の割合 | 57.7%<br>(H30)  | 60.0%<br>(R4)  | 地域活動への支援を推進することで、市民の地域への繋がりを強くし、達成を目指します。          |
|   | 福祉ボランティア団体、NPO法人の構成員数              | 734人<br>(H30)   | 750人<br>(R4)   | ボランティア団体等との協働体制の確立等により、達成を目指します。                   |
|   | 地域福祉活動に参加している市民の割合                 | 8.6%<br>(H30)   | 10.0%<br>(R4)  | 地域福祉活動の担い手づくりのため様々な方策に取り組み、地域福祉体制を確立していきます。        |
| <b>基本事業 2</b><br><b>支え合いの仕組みづくり</b><br>悩み事や困りごとを相談できるとともに、地域福祉の仕組みが整い、各種福祉サービスが受けられている。           | 民生委員・児童委員の年間相談件数                   | 3,590件<br>(H30) | 3,590件<br>(R4) | 役割はより重要となっている一方で負担も大きくなっており、負担軽減も考慮し、水準維持を目指します。   |
|   | 社会福祉協議会で実施した事業への参加者数               | 4,026人<br>(H30) | 4,227人<br>(R4) | 事業への参加者数が地域の担い手づくりの第一歩と考えます。今後も継続して支援を行い、達成を目指します。 |



### 用語解説

\*1 DV

： Domestic Violence の略。配偶者や恋人など、親密な関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含む。

施策  
5-1

# 学校教育の充実

## 施策のめざす姿

「生きぬく力」が向上し、子ども達が将来の夢や目標を実現できる能力を身につけている。また、保護者に信頼される教育が実施できている。

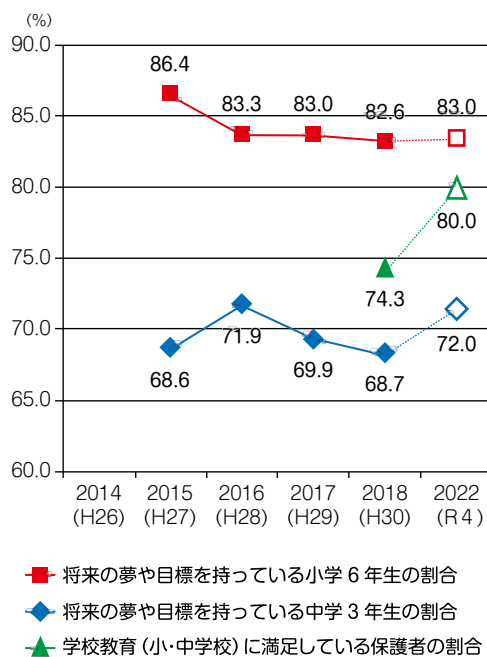
## 施策の成果指標

| 指標名                      | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性  |
|--------------------------|----------------|---------------|---|
| 将来の夢や目標を持っている小学6年生の割合    | 82.6%<br>(H30) | 83.0%<br>(R4) | 学力・体力・心の育成等を行うことで、将来の夢や目標を持って生きる児童・生徒の育成を目指します。         |
| 将来の夢や目標を持っている中学3年生の割合    | 68.7%<br>(H30) | 72.0%<br>(R4) |   |
| 学校教育（小・中学校）に満足している保護者の割合 | 74.3%<br>(H30) | 80.0%<br>(R4) | 学力・体力・心の育成と教育環境の充実等を実現することで、学校教育に満足している保護者の割合の向上を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 施策の成果指標は、概ね目標値に近く、これまでは順調に推移してきました。しかしながら、社会のグローバル化の進展やICT化の進行等により、変化が大きく、先行き不透明なこれからの社会を生き抜くために、学習指導要領等で求められている育成すべき資質・能力に変化が生じています。それらの変化に対応した教育活動を適切に実施します。
- ◆ 2020（令和2）年度からの新学習指導要領の全面实施に伴う小学校英語教育の拡充やプログラミング教育の実施等、国の教育政策の変化に応じた、市の施策等を的確に実施します。
- ◆ 児童数の変化に応じた小学校再編や学校施設老朽化への対応については、教育環境を整備する視点に加えて、財政的観点に立って中長期的に計画性を持って進めます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市教育大綱、筑後市教育振興基本計画、筑後市教育施策要綱、筑後市学校施設長寿命化計画、筑後市総合戦略

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                               | 現状値                            | 目標値                          | 指標の方向性   |
|--|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>確かな学力の向上</b><br>基礎基本および活用に関する学力がきちんと身につけている。                             | 小学6年生の国語、算数（全国学力・学習状況調査）の平均点の指数   | 103.2 <sup>pt</sup><br>(H30)   | 103.0 <sup>pt</sup><br>(R4)  | 各校の若年教員育成や新学習指導要領に即した授業等を推進することで、全国平均値以上を維持します。                      |
|  | 中学3年生の国語、数学（全国学力・学習状況調査）の平均点の指数   | 96.3 <sup>pt</sup><br>(H30)    | 100.0 <sup>pt</sup><br>(R4)  | 各校へ新学習指導要領に即した授業改善等を推進することで、学力の全国平均到達を目指します。                         |
| <b>基本事業 2</b> <b>戦略</b><br><b>豊かな心の育成</b><br>基本的な生活習慣や規範意識が身についている。                          | 学校の決まりを守っている小学6年生の割合              | 89.4%<br>(H30)                 | 90.0%<br>(R4)                | 道徳教育による規範意識向上や規範意識事業等を推進することで、現状を維持します。                              |
|  | 毎日朝食を食べている小学6年生の割合                | 91.3%<br>(H30)                 | 93.0%<br>(R4)                | 学習と朝食の関連について保護者への啓発等を継続することで、朝食を食べる児童の割合増加を目指します。                    |
|  | 学校の規則を守っている中学3年生の割合               | 91.8%<br>(H30)                 | 93.0%<br>(R4)                | 道徳の学習指導や生徒指導による規範意識向上に関する取り組み等を推進することで、生徒の割合増加を目指します。                |
|  | 毎日朝食を食べている中学3年生の割合                | 90.4%<br>(H30)                 | 92.0%<br>(R4)                | 学習と朝食の関連について保護者への啓発等を継続することで、朝食を食べる生徒の割合増加を目指します。                    |
| <b>基本事業 3</b><br><b>健やかな体の育成</b><br>基礎体力が向上している。   | 小学5年生の体力・運動能力調査の平均点の指数            | 102.2 <sup>pt</sup><br>(H30)   | 103.0 <sup>pt</sup><br>(R4)  | スポコン広場 <sup>*1</sup> を活用したり、新学習指導要領に即した授業等を推進したりすることで、全国平均値以上を維持します。 |
|  | 中学2年生の体力・運動能力調査の平均点の指数            | 101.7 <sup>pt</sup><br>(H30)   | 102.0 <sup>pt</sup><br>(R4)  | 新学習指導要領に即した授業等を推進することで、全国平均値以上を維持します。                                |
| <b>基本事業 4</b> <b>戦略</b><br><b>小中連携・地域連携の推進</b><br>義務教育9年間を通して小学校と中学校の連携や学校と地域の連携が保たれている。     | コミュニティ・スクール <sup>*2</sup> 設置校数    | 2校<br>(H30)                    | 11校<br>(R4)                  | 学校と地域の連携・協働による子どもの健全育成を目指し、コミュニティ・スクールを拡大します。                        |
|  | 1,000人当たり不登校生徒の出現率（全国平均を100とした場合） | 77.0 <sup>pt</sup><br>(H27～29) | 70.0 <sup>pt</sup><br>(R2～4) | スクールソーシャルワーカー <sup>*3</sup> による働きかけや関係機関との連携を図ることで、全国平均以下を維持します。     |
| <b>基本事業 5</b> <b>重点</b><br><b>教育環境の充実</b><br>学校施設や設備が適切に整備・維持管理されていることで、安全・安心で快適な学習環境になっている。 | 学校維持管理及びセキュリティ管理における教育支障件数        | 15件<br>(H30)                   | 15件<br>(R4)                  | 学校施設設備の予防保守の実施などにより、教育活動の支障となるような事案の増加を抑制します。                        |
|  | 学校トイレの洋式化率                        | 29.4%<br>(H30)                 | 70.0%<br>(R4)                | 児童生徒の学校生活環境の向上のため、学校トイレの洋式化を進めていきます。                                 |
|  | 小学校再編計画決定後の児童数100名未満の小学校数         | 3校<br>(H30)                    | 0校<br>(R4)                   | 小学校を再編し、児童数100名未満の小学校を解消することで、より良い教育環境の整備を目指します。                     |
|  | 電子黒板等設置割合                         | 31.7%<br>(H30)                 | 50.0%<br>(R4)                | ICT環境の充実に向けて、各小中学校の学級数に応じた電子黒板等の追加整備を行います。                           |

### 用語解説

- <sup>\*1</sup> スポコン広場 : 福岡県教育委員会が子どもの体力向上を目的に行っている取り組み。クラスでの参加が条件で、長縄跳び、ドッジボールラリー、ダンスなどいろいろな種目に挑戦し、インターネット上に記録し、福岡県内の小学校と記録を競い合う。
- <sup>\*2</sup> コミュニティ・スクール : 保護者代表、地域住民、地域学校協働活動推進員等で構成する学校運営協議会が主体となり、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくための仕組み。
- <sup>\*3</sup> スクールソーシャルワーカー : いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。



施策  
5-2

# 生涯学習・スポーツの推進

## 施策のめざす姿

生涯学習により自己充実が図られている。また、その学習結果が地域や家庭に還元されている。

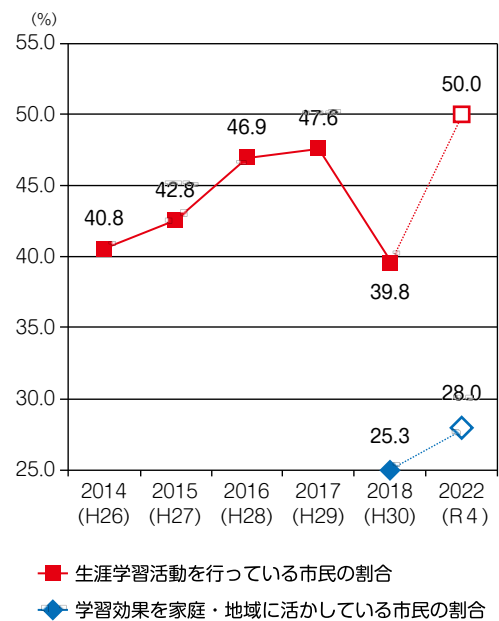
## 施策の成果指標

| 指標名                    | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|------------------------|----------------|---------------|--|
| 生涯学習活動を行っている市民の割合      | 39.8%<br>(H30) | 50.0%<br>(R4) | 第4次生涯学習推進計画（2020（令和2）年度開始）を着実に実施することにより、市民の半数以上が生涯学習を行うことを目指します。 |
| 学習効果を家庭・地域に活かしている市民の割合 | 25.3%<br>(H30) | 28.0%<br>(R4) | 地域課題に対応する中央公民館出張所事業や生涯学習フェスタの充実等により、現状の1割増を目指します。                |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 人口減少、高齢化、人と人とのつながりの希薄化など、多様化し複雑化する課題と社会の変化に対応するためには、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取り組みが必要です。また、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要になっています。
- ◆ 生涯スポーツの推進については、市民一人ひとりがスポーツを身近に感じ、楽しむことができるよう、各自の年齢や体力に応じた「する」「みる」「支える・交わる」を基本方針としたスポーツ事業に取り組みます。
- ◆ 市民の郷土に対する愛着心を育み、郷土の歴史・伝統文化・文化財を伝えていくため、文化財施設や市内に点在する文化財を活用し、地域の歴史・文化財の情報発信や展示などの文化財活用・啓発事業を実施します。
- ◆ 青少年の健全育成については、地域のつながりや人間関係が希薄になる中、家庭や学校だけではなく社会全体で子どもを育てていく環境をつくる必要があります。「次世代育成」をキーワードとして、交流事業や体験活動、人材育成事業などを実施し、子どもたちの「生きぬく力」を育みます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市教育大綱、筑後市教育振興基本計画、筑後市教育施策要綱、筑後市生涯学習推進計画、筑後市スポーツ推進計画、筑後市子ども読書活動推進計画、筑後市個別施設計画（市民文化施設）、筑後市総合戦略

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                           | 現状値               | 目標値              | 指標の方向性  |
|---|-------------------------------|-------------------|------------------|---|
| <b>基本事業 1</b> <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>生涯学習の推進</b><br>いつでもどこでも学ぶ機会があり、また市内で多くの実体験が行われている。   | 生涯学習の機会が十分にあると思う市民の割合         | 15.3%<br>(H30)    | 17.0%<br>(R4)    | 効果的な広報活動や、学んだことを地域に還元する人を増やすことなどにより、現状の1割増を目指します。     |
|   | 社会教育施設の年間利用者数                 | 234,244人<br>(H30) | 240,000人<br>(R4) | 特に北部交流センターの利用促進を図り、社会教育施設利用者の増加を目指します。                |
|   | 図書館を利用している市民の割合               | 29.1%<br>(H30)    | 30.0%<br>(R4)    | 市民が知りたい情報を得て、ニーズに応える蔵書構成を行っていきます。                     |
| <b>基本事業 2</b> <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>生涯スポーツの推進</b><br>運動・スポーツをする人・みる人・支える人が増加している。        | 週に1回以上、運動・スポーツをしている市民の割合      | 51.8%<br>(H30)    | 50.0%以上<br>(R4)  | スポーツ推進計画に沿った事業の実施による現状維持に努め、同計画に掲げた目標達成を目指します。        |
|   | 競技会場に行ってスポーツを見る市民の割合          | 30.3%<br>(H30)    | 40.0%<br>(R4)    | 各種大会の周知や関係機関との連携等により、スポーツ推進計画に掲げた目標達成を目指します。          |
|   | 1年間にスポーツボランティア活動をした市民の割合      | 8.0%<br>(H30)     | 8.0%<br>(R4)     | 指導者講習やスポーツボランティアの情報発信等を行いながら、「するスポーツ」を支える環境づくりを目指します。 |
|   | 福岡ソフトバンクホークス連携によるスポーツ関連事業参加者数 | 967人<br>(H30)     | 1,000人<br>(R4)   | 事業の実施内容（場所やスタッフ数等）の検討を行い、対象者への周知・徹底を図ります。             |
| <b>基本事業 3</b> <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>文化財の保護と活用</b><br>貴重な文化財を次世代へ継承するため、文化財の保護と活用が行われている。 | 指定文化財のき損・滅失・亡失・盗難件数           | 4件<br>(H30)       | 0件<br>(R4)       | 地震・台風等の天災は予測不能ですが、管理者、所有者へ予防対策等の周知・徹底を図ります。           |
|   | 文化財施設・文化財事業の入場・参加者数           | 8,443人<br>(H30)   | 8,600人<br>(R4)   | 郷土の歴史や伝統文化、文化財の情報発信や展示、事業等を通じて、市民への文化財保護・啓発に取り組みます。   |
| <b>基本事業 4</b> <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>青少年教育・体験活動の推進</b><br>普段できない体験をして、学びを得ている。            | 青少年体験活動に満足している参加者の割合          | 90.0%<br>(H30)    | 90.0%<br>(R4)    | 友愛事業や中学生ボランティアちっこ塾を充実させることにより、現状値を維持します。              |



施策  
5-3

# 男女共同参画社会の推進

## 施策のめざす姿

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会が実現されている。

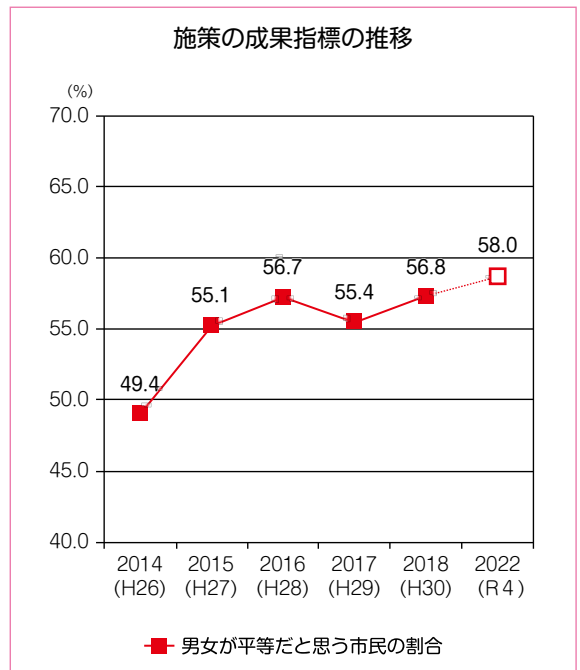
## 施策の成果指標

| 指標名            | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|----------------|----------------|---------------|--|
| 男女が平等だと思う市民の割合 | 56.8%<br>(H30) | 58.0%<br>(R4) | 過去3年間の状況より目標値を設定。各事業や市ホームページや広報紙を通して啓発活動を実施し、達成を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 2018（平成30）年の働き方改革関連法<sup>\*1</sup>の制定や、2019（令和元）年の女性活躍推進法<sup>\*2</sup>の改正により、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定義務の対象が、従業員「301人以上」の企業から「101人以上」の企業となるなど、男女が共に働きやすい環境整備が進められています。
- ◆ このような中、市における「男女が平等だと思う市民の割合」は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ◆ 市では、仕事と家庭の両立のための意識改革（気づき）や固定的性別役割分担意識の是正のため、市ホームページや広報紙などを利用して、国・県の情報を含め、市民や市内企業に対し啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを推進します。

施策の成果指標の推移

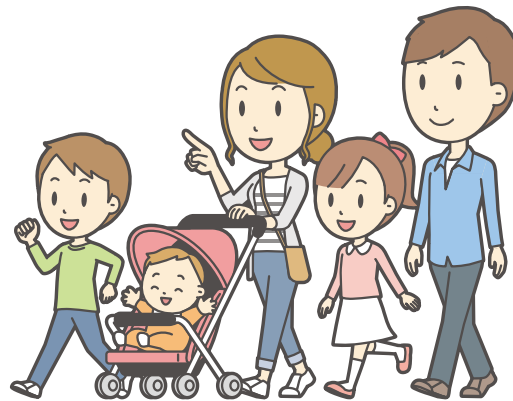


## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市男女共同参画計画、筑後市総合戦略

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                                | 現状値               | 目標値             | 指標の方向性                                 |
|--|------------------------------------|-------------------|-----------------|--|
| <b>基本事業 1</b> <b>戦略</b><br><b>男女共同参画社会実現に向けた市民や市内企業への啓発</b><br>様々な啓発活動を行うことで市民や市内企業が男女共同参画社会の必要性を認識している。 | 「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に反対する市民の割合 | 43.7%<br>(H30)    | 50.0%<br>(R4)   | 講演会及び市ホームページや広報紙など多様な媒体を利用し、意識啓発を図ります。 |
| <b>基本事業 2</b><br><b>まちづくりにおける女性参画の推進</b><br>積極的な参画のための環境づくりを行政が行うことで、地域や行政などのまちづくりへの女性の参画が増加している。        | 審議会・委員会の女性登用率                      | 32.2%<br>(H28～30) | 35.0%<br>(R2～4) | 女性を登用することの意義の周知・啓発等を図ります。              |
|  | 区長・公民館長の女性登用率                      | 4.5%<br>(H30)     | 6.3%<br>(R4)    | 男性と女性両方への意識改革の必要性の啓発に努めます。             |
| <b>基本事業 3</b><br><b>男女に関する人権保護と相談体制の充実</b><br>DV等の虐待の防止や保護とともに、男女に関する人権の相談体制が整っている。                      | 男女の人権に関する通知・連携件数                   | 2件<br>(H30)       | —<br>(R4)       | 措置に至る前段階での相談体制の充実・強化により、減少に努めます。       |



一人で悩まないで相談してみませんか？  
家庭での悩み、人間関係など、あなたの悩みをお聞かせください。

相談無料  
秘密厳守

**女性の悩み相談電話**  
**TEL 0942-54-2600**

月～金 8:30～17:15  
(土日祝日・年末年始除く)

筑後市男女共同参画推進室 0942-65-7051

□配偶者暴力相談支援センター(南筑後)  
☎0943-23-7520 月～金曜日(8:30～17:15)  
※祝日・年末年始を除く  
夜間・休日は、☎092-663-8724  
月～金曜日(17:00～24:00)  
土・日・祝(9:00～24:00)※年末年始除く

□福岡県あすばる相談ホットライン  
☎092-584-1266 (9:00～17:00)  
金曜日は夜間も相談できます 18:00～20:30  
※8/13～8/15、及び年末年始を除く

DV相談窓口案内カード

### 用語解説

<sup>1</sup> 働き方改革関連法 : 「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」の略称。

<sup>2</sup> 女性活躍推進法 : 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」の略称。

施策  
5-4

# 人権尊重と同和教育の推進

## 施策のめざす姿

差別のない、人権が守られるまちになっている。

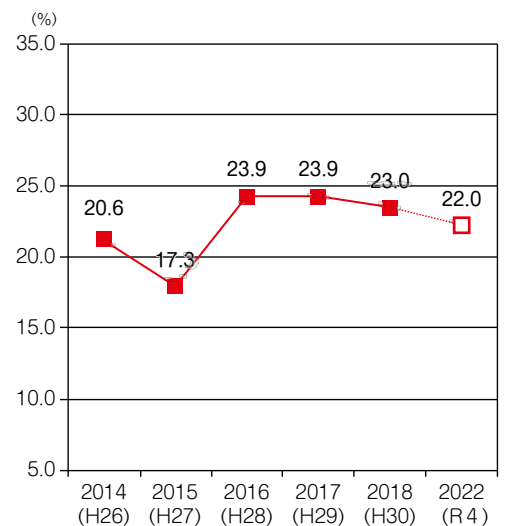
## 施策の成果指標

| 指標名                       | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                   |
|---------------------------|----------------|---------------|--------------------------|
| 最近1年間に人権を傷つけられたことがある市民の割合 | 23.0%<br>(H30) | 22.0%<br>(R4) | 啓発・教育事業を充実しながら、減少を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 2016（平成28）年に「障害者差別解消法<sup>\*1</sup>」、「ヘイトスピーチ解消法<sup>\*2</sup>」「部落差別解消推進法<sup>\*3</sup>」が施行され、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進んできています。
- ◆ このような中、本市では様々な人権・同和教育及び啓発事業に取り組んできました。しかしながら、市民の約4人に1人が人権を傷つけられたと感じています。
- ◆ 人権問題は特定の人の問題ではなく、誰もが自分に関係があるものと市民が考えるきっかけとなるよう効果的な事業を推進していくよう努めます。
- ◆ また、性の多様性に関する無理解や偏見、外国人に対する差別意識、メディアの多様化やインターネットの普及による人権侵害など新たに顕在化した問題についても、教育・啓発に取り組んでいきます。

施策の成果指標の推移



■ 最近1年間に人権を傷つけられたことがある市民の割合

## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市人権教育・啓発基本指針、筑後市教育大綱、筑後市教育振興基本計画、筑後市教育施策要綱



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名  | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性  |
|--|--|----------------|---------------|---|
| <b>基本事業 1</b><br><b>市民や市内企業への人権教育・啓発</b><br>人権に対する正しい知識を身につけている。 | 人権啓発事業・講座への初めての参加者の割合                                    | 23.2%<br>(H30) | 30.0%<br>(R4) | 市民や市内企業に関心を持ってもらうため、事業内容、周知等の充実により、目標達成を目指します。        |
| <b>基本事業 2</b><br><b>児童・生徒への人権教育・啓発</b><br>人権尊重の精神を身につけている。       | 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか?」に対し「当てはまらない」と回答した中学3年生の割合 | 1.8%<br>(H30)  | 1.5%<br>(R4)  | 2018 (平成 30) 年度の全国平均値を目標値とし、児童生徒への人権教育・啓発により達成を目指します。 |



筑後市同和問題・人権啓発推進大会



人権セミナー筑後

### 用語解説

- \*1 障害者差別解消法 : 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)」の略称。
- \*2 ヘイトスピーチ解消法 : 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 68 号)」の略称。
- \*3 部落差別解消推進法 : 「部落差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 109 号)」の略称。

施策  
6-1

# 防災・減災対策の推進

## 施策のめざす姿

市民、地域、行政の防災対策が推進され、被害が最小限に抑えられている。

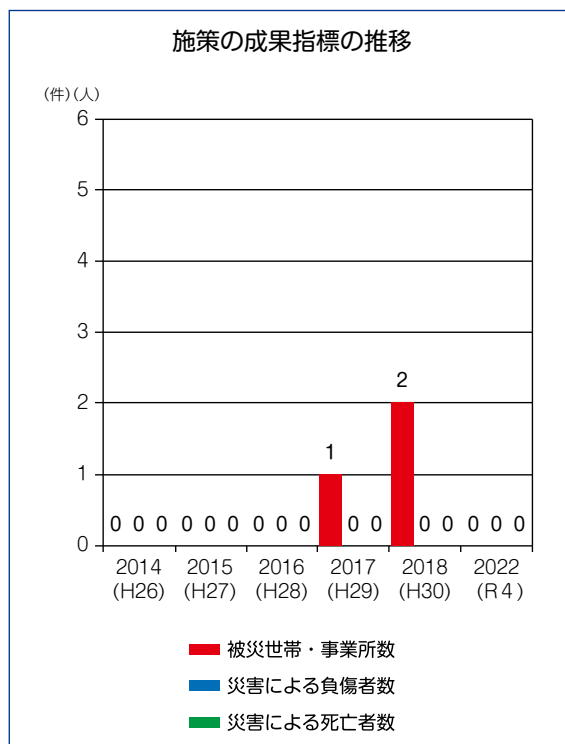
## 施策の成果指標

| 指標名       | 現状値         | 目標値        | 指標の方向性                          |
|-----------|-------------|------------|---------------------------------|
| 被災世帯・事業所数 | 2件<br>(H30) | 0件<br>(R4) | 各家庭、事業所における防災対策を推進し、被災0を目指します。  |
| 災害による負傷者数 | 0人<br>(H30) | 0人<br>(R4) | 市民各自の防災意識の醸成・高揚を推進し、被災者0を目指します。 |
| 災害による死亡者数 | 0人<br>(H30) | 0人<br>(R4) |                                 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本市は災害が比較的少なかったこともあり、市民の防災体制に対する不満割合は高くはありませんが、近年は豪雨による水害も増え、令和元年8月の大雨では、市内の複数個所（特に市内中心部）で浸水被害が発生しました。全国における大規模災害の頻発状況から考えても、防災・減災対策の充実・強化を図ることが最重要課題の一つになっています。
- 本市における正確な災害情報、防災情報を市民が入手できるよう、情報機能の充実に努めるほか、行政における支援体制の充実に加え、地域における防災力の向上を推進します。
- 特に、地域防災力については、防災訓練や講習会の充実、各校区における防災士の活用などにより、参加者の増加を目指します。また、災害時の避難行動に援護が必要な市民に対して、災害時要援護者支援制度<sup>\*1</sup>への登録を推進します。
- また、耐震化が遅れている公共施設については、緊急度に応じ耐震化を進めていきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市地域防災計画、筑後市災害時要援護者避難支援プラン、筑後市国民保護計画、筑後市交通安全計画、筑後市総合戦略

【国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) との関連性】



基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名  | 現状値                         | 目標値             | 指標の方向性  |
|---|--|-----------------------------|-----------------|---|
| <b>基本事業 1</b><br><b>防災・災害情報機能の充実</b><br>市民の状況に応じた防災・災害情報<br>を入手することができるよう、情報<br>発信手段が整備されている。                                       | 防災・災害情報の提供手段数                                  | 8 手段 <sup>*2</sup><br>(H30) | 12 手段<br>(R4)   | 新しい伝達手段の開発が進んで<br>おり、費用対効果を考慮しなが<br>ら3～4つの新たな伝達手段の<br>構築を目指します。 |
|   | 防災・災害情報の維持管理上のト<br>ラブル件数                       | 5 件<br>(H30)                | 0 件<br>(R4)     | 市からの情報を確実に伝えるた<br>め、機械的なトラブルが発生し<br>ないよう取り組みます。                 |
| <b>基本事業 2</b> <b>重点</b> <b>戦略</b><br><b>地域防災力の向上</b><br>自主防災組織 <sup>*3</sup> の充実が図られ、<br>地域での防災訓練等が活発に行わ<br>れることで、地域防災力が向上し<br>ている。 | 家庭での災害時の備えの取り組み<br>項目数 (13 項目 <sup>*4</sup> 中) | 3.3 項目<br>(H30)             | 6.5 項目<br>(R4)  | 自助意識の醸成・高揚を推進す<br>ることで、各家庭での取り組み<br>の増加を目指します。                  |
|   | 地域での防災訓練及び講習会参加<br>者数                          | 794 人<br>(H30)              | 1,600 人<br>(R4) | 自主防災組織を基本に、行政区<br>単位も含め訓練や講習会の増加<br>を推進することで、参加者数の<br>増加を目指します。 |
|   | 災害時個別支援計画 <sup>*5</sup> が策定され<br>ている要援護者の割合    | 6.5%<br>(H30)               | 9.8%<br>(R4)    | 支援者が見つからないという課<br>題があるものの、個別計画策定<br>希望者の4割程度の増加を目指<br>します。      |
| <b>基本事業 3</b><br><b>災害時の支援体制の充実</b><br>災害時の支援体制 (避難所、備蓄)<br>の各項目について県基準を満たし<br>ている。また、職員が災害発生時の<br>行動を理解している。                       | 災害時の支援体制の県基準未達項<br>目数 (2 項目 <sup>*6</sup> 中)   | 0 項目<br>(H30)               | 0 項目<br>(R4)    | 県が求めている基準は最低限の<br>ものであるため、未達0を目標<br>に取り組みます。                    |
|   | 災害時に職員として果たすべき役<br>割や初動を理解している職員の割<br>合        | 83.6%<br>(H30)              | 100.0%<br>(R4)  | 職員研修等の継続により、全職<br>員が理解するよう取り組みま<br>す。                           |



総合防災訓練



古川校区コミュニティ協議会防災訓練

用語解説

- <sup>\*1</sup> 災害時要援護者支援制度 : 災害時に自力で避難することが困難な方で、家族等の援助が受けられない方を対象に、地域の方等が支援をする制度。
- <sup>\*2</sup> 8 手段 : ①自主防災組織代表者への電話連絡、②広報車による巡回、③コミュニティ無線放送 (戸別受信機を含む)、④防災メール・まもるくん、⑤緊急速報メール (エリアメール)、⑥ホームページ、⑦フェイスブック、⑧ツイッター。
- <sup>\*3</sup> 自主防災組織 : 防災活動に関して、公的機関に頼らず自らの手で取り組んでいこうとする組織・団体。市内では行政区や小学校区の部会や班として組織化が進んでいる。
- <sup>\*4</sup> 13 項目 : ①消火器、②飲料水、③保存食品、④住宅用火災警報機、⑤ラジオ、⑥懐中電灯・ろうそく、⑦救急セット、⑧家具転倒防止策、⑨持出衣類、⑩災害時の家族との連絡方法とりきめ、⑪避難場所を知っている、⑫防災訓練への参加、⑬その他。
- <sup>\*5</sup> 災害時個別支援計画 : 災害に備え、高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難であり、避難の支援が必要な方一人ひとりについて、避難場所、避難ルート、避難を手助けする方 (支援者) などをあらかじめ決めておく計画。
- <sup>\*6</sup> 2 項目 : ①食糧備蓄数、②避難所収容人数。市としての最低限の備えとして、県が想定している必要数を確保し続ける必要がある。

基本構想

基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

人口ビジョン

総合戦略

資料編



施策  
6-2

# 安全な暮らしの推進

## 施策のめざす姿

犯罪や交通事故が少ない、安全で安心なまちとなっている。

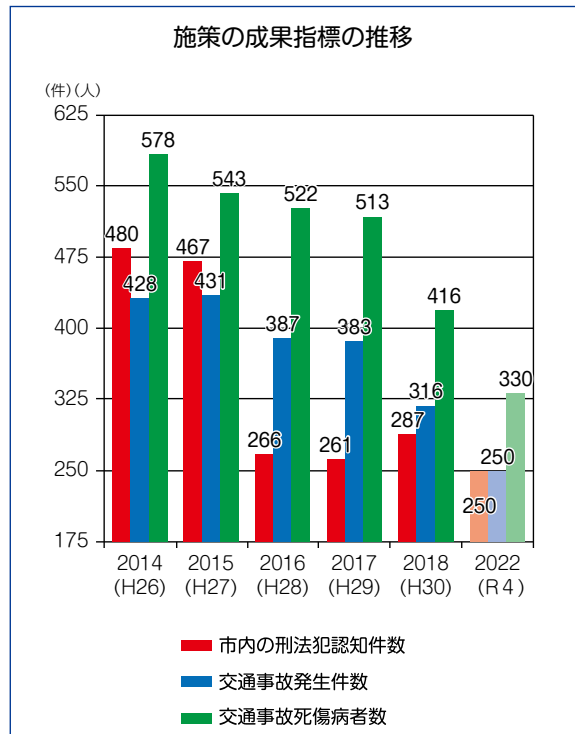
## 施策の成果指標

| 指標名        | 現状値           | 目標値          | 指標の方向性   |
|------------|---------------|--------------|--|
| 市内の刑法犯認知件数 | 287件<br>(H30) | 250件<br>(R4) | 減少傾向が継続するように関係機関や地域との連携を強化し、過去最少を目指します。          |
| 交通事故発生件数   | 316件<br>(H30) | 250件<br>(R4) | 件数減少を継続できるよう、引き続き関係機関や地域との連携により年平均5%の減少を目指します。   |
| 交通事故死傷病者数  | 416人<br>(H30) | 330人<br>(R4) | 死傷者数減少を継続できるよう、引き続き関係機関や地域との連携により年平均5%の減少を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 施策全体としては順調に推移していると判断できますが、高齢者の交通事故や特殊詐欺など、一部では歯止めがかからない事象も見受けられます。また、全国では通学路での痛ましい事件、事故も発生しており、引き続き警察や関係団体、地域との連携を図りながら、事件、事故が減少するよう努める必要があります。
- ◆ また、地域においては活動への参加者が固定化していることに加え、後継者不足が深刻化しており、今後も活動を継続してもらえるよう支援に努める必要があります。
- ◆ 警察や各校区の安全で安心できるまちづくり推進協議会との連携を深め、講習会や広報啓発活動、登下校の見守りなどを推進することにより、高齢者の交通事故減少、特殊詐欺の防止、通学路での事故防止などに努めます。
- ◆ 本市においても社会問題化している空き家対策についても、老朽危険家屋の早期解体を促進するとともに、老朽化を未然に防ぐための空き家バンク利用の推進に努めます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市交通安全計画、筑後市総合戦略



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                                      | 現状値            | 目標値          | 指標の方向性   |
|---|--|----------------|--------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>防犯対策の推進</b><br>家庭、地域、行政の防犯対策が推進されている。   | 家庭での防犯対策取り組み項目数 (10 項目 * <sup>1</sup> 中) | 1.5 項目 (H30)   | 2.5 項目 (R4)  | 自助意識の醸成・高揚を推進することで、各家庭での取り組みの増加を目指します。                     |
|   | 地域での防犯対策実践延べ数 (11 校区×4 項目中)              | 29 項目 (H30)    | 32 項目 (R4)   | 登下校時の見守りや防犯パトロールの未実施地域に対する活動の推進により増加を目指します。                |
|   | 行政による防犯機能改善のための取り組み数                     | 3 項目 (H30)     | 3 項目 (R4)    | 広報紙による周知・啓発や安全安心まちづくり推進協議会などの活動を継続していきます。                  |
| <b>基本事業 2</b><br><b>交通安全活動の推進</b><br>交通安全の意識が高まっており、交通ルールが順守されている。  | 交通事故発生件数                                 | 316 件 (H30)    | 250 件 (R4)   | 件数減少を継続できるよう、引き続き関係機関や地域と連携し年平均 5% の減少を目指します。              |
|   | 高齢者 1,000 人当たりの交通事故死者数                   | 6.6 人 (H30)    | 6.0 人 (R4)   | 高齢者の交通事故については減少していないため、関係機関や地域と連携し少しでも減少することを目指します。        |
| <b>基本事業 3</b><br><b>消費生活の安定</b><br>消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、安心して生活できる環境が整っている。  | 消費者相談の解決率                                | 86.0% (H28～30) | 91.0% (R2～4) | 過去 3 年間の解決率の平均値 86.0% から、関係機関と連携し約 5pt 増加の 91.0% を目指します。   |
|   | クーリングオフ * <sup>2</sup> を知っている市民の割合       | 79.3% (H30)    | 82.0% (R4)   | 過去 5 年間の解決率の平均 79.3% から、広報等周知・啓発により約 3pt 増加の 82.0% を目指します。 |
|   | 特殊詐欺被害件数                                 | 6 件 (H30)      | 0 件 (R4)     | 過去 5 年間の件数は微増傾向にありますが、広報等周知・啓発により 0 件を目指します。               |
| <b>基本事業 4</b><br><b>青少年犯罪の抑制</b><br>関係機関や地域との連携が深まっており、青少年犯罪が減っている。   | 青少年の刑法犯数                                 | 11 人 (H30)     | 5 人 (R4)     | 減少傾向を継続できるよう、関係機関や地域と連携し引き続き減少するよう目指します。                   |
| <b>基本事業 5</b> <b>戦略</b><br><b>空き家の適正管理</b><br>空き家・空き地が適正に管理されており、衛生的で安全な生活環境が保たれている。また、空き家バンク事業 * <sup>3</sup> が活用されており、老朽危険家屋の発生が未然に防止されている。 | 老朽危険家屋の除却件数<累計>                          | 8 件 (H28～30)   | 6 件 (R2～4)   | 所有者(相続権者)への折衝(指導、勧告等)を継続し、引き続き年平均 2 件の除却を目指します。            |
|   | 空き家バンク取引成約件数<累計>                         | 39 件 (H28～30)  | 30 件 (R2～4)  | 関係業界との連携により、引き続き年平均 10 件の成約を目指します。                         |
|   | 空き家バンク登録件数<累計>                           | 80 件 (H28～30)  | 60 件 (R2～4)  | 広報等周知・啓発により、引き続き年平均 20 件の新規登録を目指します。                       |

### 用語解説

- \*<sup>1</sup> 10 項目 : ①警備会社への警備委託、②防犯カメラの設置、③ピックアップされにくい鍵・錠にしている、④夜間家のまわりを明るくする(センサーライト設置等)、⑤肩掛けかばんなど、ひたたくられにくいようにしている、⑥防犯ブザーの設置・携帯、⑦家族構成がわかる表札をつけない、⑧ GPS (位置がわかる) 機器の携帯、⑨催涙スプレー等撃退器具の携帯、⑩その他。
- \*<sup>2</sup> クーリングオフ : 特定商取引法(「特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)」)に規定される「訪問販売」や「電話勧誘販売」などの場合に消費者が申し込みや契約をした後、一定の期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度。
- \*<sup>3</sup> 空き家バンク事業 : 本市の定住人口の増加及び活性化を図るため、市内に存在する空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申し込みを受け、登録した空き家等に係る情報を空き家等の利用を希望する人に紹介する事業。

施策  
6-3

# 消防・救急・救助体制の整備充実

## 施策のめざす姿

市民の生命・身体・財産を守り、被害が最小限に抑えられている。また、体制を強化することにより、市民が安心感を持って暮らしている。

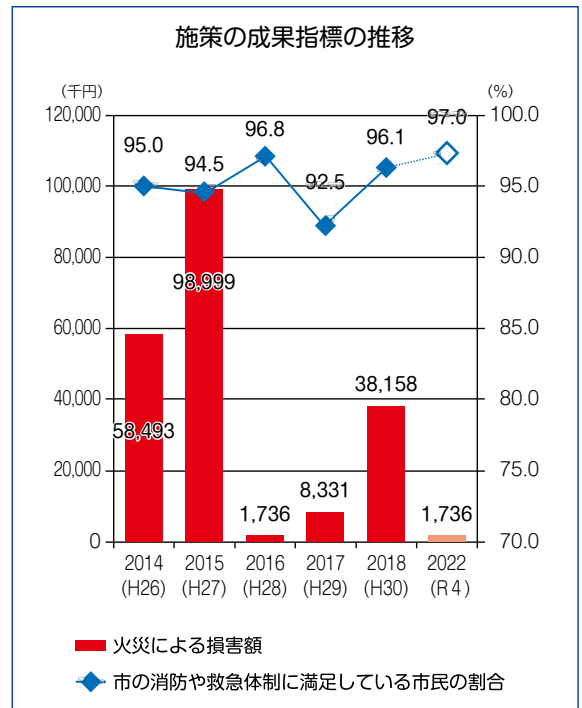
## 施策の成果指標

| 指標名                   | 現状値               | 目標値             | 指標の方向性                                     |
|-----------------------|-------------------|-----------------|--|
| 火災による損害額              | 38,158千円<br>(H30) | 1,736千円<br>(R4) | 火災件数の減少、また火災を早期に発見することにより被害の軽減を図っていきます。    |
| 市の消防や救急体制に満足している市民の割合 | 96.1%<br>(H30)    | 97.0%<br>(R4)   | 現状値は高い水準にありますが、的確な災害活動に努めることで、更なる向上を目指します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 市民満足度は高い水準を維持していますが、火災の増加や消防訓練への参加者の減少など、市民の防火意識の向上が課題となっています。
- ◆ 火災に強いまちづくりのため、積極的な火災予防活動や減災活動を行うとともに、複雑多様化する火災や救急活動に対応していくため、より高度な能力を有する消防職員を育成します。
- ◆ また、組織として初動対応力の充実（署内訓練の実施・広域消防の検討）を図り、頼られる消防を構築します。
- ◆ さらに、市民から求められる消防活動に応えるため、施設・設備の充実を図っていくとともに、地域ごとの防災力向上のため、自助・共助を体現する消防団員を確保・育成します。
- ◆ 今後も、引き続き火災予防・救急救命活動の啓発を実施し、住宅用火災警報器設置促進や、各種救命講習等実施事業に取り組んでいきます。
- ◆ 消防職員の育成等については、教育訓練を実施し、今後も救急救命士\*1 養成を継続して市民の救命率の向上に繋がります。
- ◆ 消防団活動の充実についても消防団員の加入促進に取り組み、迅速な消防活動ができる環境を整えます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市総合戦略



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                                | 現状値             | 目標値             | 指標の方向性   |
|---|------------------------------------|-----------------|-----------------|--|
| <b>基本事業 1</b> <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">戦略</span><br><b>消防団の充実強化</b><br>災害時に、迅速な消防・防災活動ができる体制が整備されている。地域において災害時における協力体制が確立されている。 | 平時にすぐに消防活動ができる団員の割合                | 44.0%<br>(H30)  | 45.0%<br>(R4)   | 被雇用者割合が増加する中、諸制度を活用し、平時の消防団活動への理解・協力により現状維持を目指します。               |
| <b>基本事業 2</b><br><b>防火意識の高揚</b><br>消防訓練及び防災講話等を通じて、市民の防火意識を高め被害が軽減されている。  | 消防訓練・防災講話等受講者数                     | 7,425人<br>(H30) | 10,000人<br>(R4) | 火災を減少させるために、事業所や行政区を中心に市内全体の受講者を増やし、初期消火率 <sup>*2</sup> を向上させます。 |
|   | 人口1万人当たりの火災件数                      | 4.1件<br>(H30)   | 2.7件<br>(R4)    | 火災を減らし、2017（平成29）年福岡県平均以下を目指します。                                 |
|   | 住宅用火災警報器を設置している住宅の割合               | 79.0%<br>(H30)  | 82.0%<br>(R4)   | 2018（平成30）年度全国設置率を上回るよう啓発等により成果向上を図ります。                          |
| <b>基本事業 3</b><br><b>救急救命体制の充実</b><br>救急出動における適切な利用を図るとともに、市民や救命士による手当で蘇生率や生存率が向上している。   | 市民による心肺停止患者への蘇生術の実施率               | 66.0%<br>(H30)  | 75.0%<br>(R4)   | 救命率向上のため、応急手当の受講者を増やすことでの達成を目指します。                               |
|   | 軽症での救急車利用割合                        | 43.0%<br>(H30)  | 30.0%<br>(R4)   | 真に救急搬送を要する重症者のため、救急車の適正利用を呼び掛けることで入院を必要としない軽症での救急搬送を軽減させます。      |
|   | 救急救命士複数搭乗率                         | 34.9%<br>(H30)  | 40.0%<br>(R4)   | 救急活動の高度化への対応のため、救急救命士を養成することで、複数搭乗率を向上させます。                      |
| <b>基本事業 4</b><br><b>防火対象物<sup>*3</sup>・危険物施設<sup>*4</sup>の適正管理の徹底</b><br>法令を遵守し、施設等の維持管理を行うことにより被害の軽減が図られている。   | 立入検査時、消防設備が維持されていない割合              | 20.0%<br>(H30)  | 10.0%<br>(R4)   | 立ち入り検査を増やし、徹底指導により設備の維持向上を図ります。                                  |
|   | 危険物施設の火災・漏洩事故発生件数                  | 0件<br>(H30)     | 0件<br>(R4)      | 老朽化施設の維持管理指導や取扱啓発により、事故ゼロを維持します。                                 |
| <b>基本事業 5</b><br><b>各種消防力の整備</b><br>多種多様な災害に対応するため、適正な消防機能を発揮する、人員、機材、施設等が整っている。  | 市消防本部で通常対応できなかった出動回数 <sup>*5</sup> | 37回<br>(H30)    | 0回<br>(R4)      | 災害が集中した際に、次の災害への対応が困難となるため、人員配置の適正化等に努めます。                       |
|   | 資機材 <sup>*6</sup> トラブル件数           | 38件<br>(H30)    | 0件<br>(R4)      | 災害時に資機材トラブル等に対応ができないことがないように、日頃からの点検を徹底します。                      |



### 用語解説

- <sup>\*1</sup> 救急救命士 : 救急患者に対して医療機関収容前に現場などで高度救命処置を行う資格を有する救急隊員。
- <sup>\*2</sup> 初期消火率 : 1年間に発生した建物火災のうち、その付近にある人などが、応急的に消火作業を行った割合。
- <sup>\*3</sup> 防火対象物 : 消防法（昭和23年法律第186号）で、火災予防の対象となるもの。山林・船・車両・建築物など。なお、不特定多数が出入りする建物などは「特定防火対象物」として、防火管理などの条件が厳しく規定されている。
- <sup>\*4</sup> 危険物施設 : 危険物を製造または貯蔵、取り扱う施設。ガソリンスタンドなど。
- <sup>\*5</sup> 市消防本部で通常対応できなかった出動回数 : 火災や救急出動が重なった時に勤務職員が減少することで、非番職員を召集、他市消防本部に応援を頼んだ出動件数（自然災害を除く）。
- <sup>\*6</sup> 資機材 : 火災や救急出動のために使用する車両、またその積載器具。

# 施策 7-1 市民協働の推進

## 施策のめざす姿

行政区及び校区コミュニティ協議会<sup>\*1</sup>、市民活動団体が相互に連携・協力しながら、多様な地域課題に対応している。

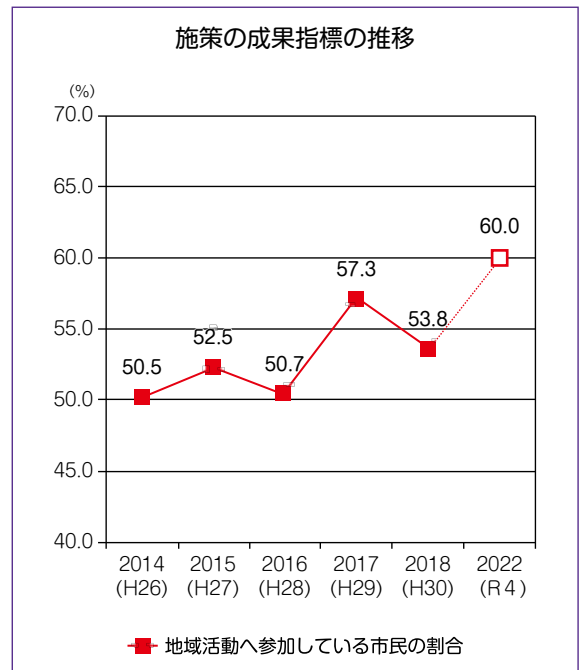
## 施策の成果指標

| 指標名              | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|------------------|----------------|---------------|--|
| 地域活動へ参加している市民の割合 | 53.8%<br>(H30) | 60.0%<br>(R4) | 高齢社会の進展や地域課題の多様化に対応するため、校区コミュニティ活動をはじめとした地域活動の推進を図ります。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 人口減少や高齢化の進展等による地域課題が多様化し、地域活動の担い手が減少する中、誰もがいつまでも安心して暮らすことが出来る地域社会をつくるために、これまで以上に「協働のまちづくり」を推進する必要があります。
- ◆ そのため、行政区及び校区コミュニティ協議会が相互に連携・補完しながら、多様な地域課題に対応していけるような地域組織づくりに取り組んでいきます。
- ◆ また、地域課題の解決に向けた取り組みを持続していくためには、地域活動における担い手の確保が欠かせません。
- ◆ 地域活動における新たな担い手を確保するため、校区コミュニティ協議会における地域活動や、市民活動団体によるボランティア活動などについて、積極的な情報発信を行い、地域活動への参加を促します。
- ◆ また、地域における外国人住民の増加にともない、外国人住民が地域の居住者として共に生活し、共に認め合うことができるように、多文化共生に取り組みます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

住みよいまちづくりのための協働指針、筑後市総合戦略



## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名                       | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性   |
|--|---------------------------|----------------|---------------|--|
| <b>基本事業 1</b> <b>重点</b> <b>戦略</b><br><b>地域コミュニティ活動の活性化</b><br>行政区、校区コミュニティが相互に連携・協力しながら、地域づくりに取り組んでいる。 | 校区コミュニティ協議会の活動を知っている市民の割合 | 57.3%<br>(H30) | 65.0%<br>(R4) | 校区コミュニティ活動の充実を図り、地域支援員 <sup>*2</sup> を中心に地域住民の参画につながる地域活動を推進します。 |
|  | 行政区加入率                    | 94.5%<br>(H30) | 94.5%<br>(R4) | 転入者等に対して、地域における自治活動の周知等を行い、行政区加入率の低下を防ぎます。                       |
| <b>基本事業 2</b><br><b>市民活動の活性化</b><br>市民活動に参加する個人、団体、NPO法人が増え、市民が主体的にまちづくりに参画している。                       | 市民活動団体・ボランティア団体の数         | 37 団体<br>(H30) | 39 団体<br>(R4) | 市民活動団体等に対する支援制度のあり方について検討を進めるとともに、団体活動の周知に取り組めます。                |
| <b>基本事業 3</b><br><b>国際化・多文化共生の基盤づくり</b><br>他国の文化を理解する市民が増え、多言語での行政サービスや安全・安心情報の提供が行われている。              | 多文化共生社会に取り組んでいる庁内の事業件数    | 6 事業<br>(H30)  | 8 事業<br>(R4)  | 外国人住民の増加に伴い、外国人向け行政サービスの検討や、異文化に対する相互理解の向上を目指します。                |



古島校区コミュニティ協議会ワークショップ



ボランティア養成講座

### 用語解説

- <sup>\*1</sup> 校区コミュニティ協議会 : 一つの行政区や単位組織（子ども会、老人会等）では解決が困難な課題、より広域での取り組みが必要とされる課題の増加に伴い、その対策として、従来からつながりの深い小学校区を単位とし、住み良いまちにしていきたいために様々な人や組織、団体が連携して活動する協議会。
- <sup>\*2</sup> 地域支援員 : 地域の実情に応じて住民と連携し、課題の把握及び整理、校区コミュニティ協議会への支援を行う支援員。

施策  
7-2

# 積極的な広報・広聴の展開

## 施策のめざす姿

行政情報が適正に市民に伝わり、市民の意見を聴く機会が確保されて行政情報が共有されている。

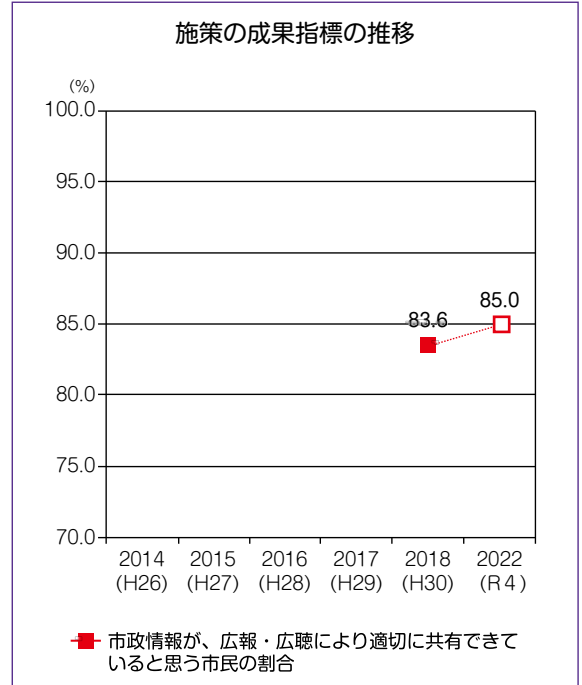
## 施策の成果指標

| 指標名                              | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                                       |
|----------------------------------|----------------|---------------|--|
| 市政情報が、広報・広聴により適切に共有できていると思う市民の割合 | 83.6%<br>(H30) | 85.0%<br>(R4) | 多様な媒体や機会を通じて、行政情報などの発信や市民の意見を聴き、市民と情報を共有します。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 行政情報に限らず、市民が情報を得る手段や情報を発信する手段は多様化・細分化してきています。そのため、より正確にわかりやすく、そしてタイムリーに情報を発信する必要があります。
- ◆ そのために、市ホームページや広報紙での情報発信は、これまで同様、重要な情報発信手段ですが、マスメディアやSNS<sup>\*1</sup>、スマートフォンのアプリケーション<sup>\*2</sup>なども活用しながら、様々な方法で情報を発信していきます。
- ◆ また、市ホームページの「問い合わせメール」や「市長への手紙」などの『いつでも意見を提出できる』手段を中心にしながらも、引き続き各担当課の窓口などを通じ『市民の皆さんから直接意見を聴く』機会を確保していきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名  | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                                      |
|---|--|----------------|---------------|---|
| <b>基本事業 1</b><br><b>広報の充実</b><br>多様な媒体を通じた広報活動によって、多くの市民に必要な行政情報が伝わっている。また、市以外の媒体で、本市のことが紹介されている。 | 市政からの情報がわかりやすく伝えられていると思う市民の割合                                | 83.2%<br>(H30) | 85.0%<br>(R4) | 多様な媒体を通して、より正確にわかりやすく情報を発信していきます。           |
|   | パブリシティ <sup>*3</sup> により、新聞5紙 <sup>*4</sup> に掲載された筑後市関連の記事件数 | 200件<br>(H30)  | 250件<br>(R4)  | 行政情報や市内の情報を積極的に報道機関へ提供していきます。               |
| <b>基本事業 2</b><br><b>広聴の充実</b><br>様々な方法によって市民が意見を伝える機会が確保され、市民の意見が市政に反映されている。                      | 市民が意見を行政に伝える機会に満足している市民の割合                                   | 83.9%<br>(H30) | 85.0%<br>(R4) | 「問い合わせメール」や「市長への手紙」を中心に、市民と接する機会を通じ意見を伺います。 |



市長への手紙投函箱

### 用語解説

- \*1 SNS : Social Networking Service の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンやパソコン用の Web サービスの総称。
- \*2 アプリケーション : スマートフォンやパソコン・タブレット端末等にインストールして利用するソフトウェア。
- \*3 パブリシティ : 企業や団体が、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに働きかけて「報道」として取り上げてもらう行為。広報活動の一つ。「広告」とは異なりマスメディアに対して企業や団体が代金を払わない活動。
- \*4 新聞5紙 : 市内に配達されている朝日新聞、西日本新聞、毎日新聞、読売新聞、有明新報。



# 施策 7-3 持続可能な行政経営

## 施策のめざす姿

総合計画の推進や行政改革の実施により、持続可能な行政経営ができています。

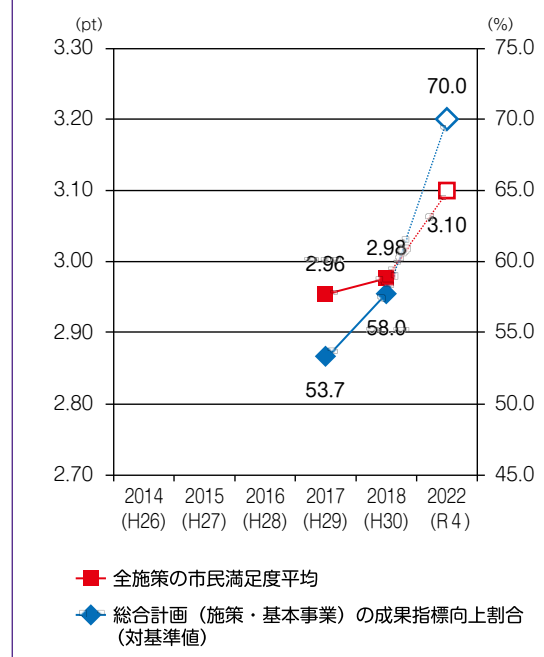
## 施策の成果指標

| 指標名                          | 現状値                         | 目標値                        | 指標の方向性   |
|------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--|
| 全施策の市民満足度平均                  | 2.98 <sub>pt</sub><br>(H30) | 3.10 <sub>pt</sub><br>(R4) | 市民アンケートの結果で重要度が高いにも関わらず満足度が低い施策を重点的に推進することで市民満足度の向上を目指します。 |
| 総合計画（施策・基本事業）の成果指標向上割合（対基準値） | 58.0%<br>(H30)              | 70.0%<br>(R4)              | 施策・基本事業評価結果を改善につなげるPDCAサイクルによるマネジメントを徹底することで、成果向上を図ります。    |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）」）の成立以来、中央から地方へという地方分権の流れが本格化し、税源移譲や交付税・補助金の見直し、権限移譲が一定進みました。これにより、国の指導による画一的な行政運営ではなく、地域の特性を活かした自主的・自律的な自治体経営が求められています。
- ◆ また、自治体戦略2040構想研究会の報告では、迫り来る労働力の深刻な供給制約は避けがたく、自治体のあり方も人口減少時代のパラダイム<sup>\*1</sup>へ転換していく必要があると指摘しています。少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機を冷静に受け止め、市民が必要とするサービスを持続的かつ安定的に提供していくために、本計画を起点とした行政経営システムを円滑に運用し、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の全体最適化と課題解決力の向上、施策の優先順位付けなど将来を見据えた経営基盤の確立に向けて取り組みます。
- ◆ 更に、少数の職員でも担うべき機能が発揮される自治体へと変革するために、民間活力等を積極的に活用するなど官民連携による公共サービスの質の維持向上を図るとともに人工知能（AI）<sup>\*2</sup>や業務自動化（RPA）<sup>\*3</sup>などICTを最大限活用した業務の自動化・省力化についても研究を進めます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市総合戦略

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿   | 指標名   | 現状値              | 目標値             | 指標の方向性   |
|--|---|------------------|-----------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>P D C A サイクルの実践</b><br>P D C A サイクルが確立され、成果志向型での行政経営が推進されている。      | P D C A サイクルのための取り組み平均実践項目数（監督職以上）（6項目 <sup>*4</sup> 中） | 2.4 項目<br>(H30)  | 3.6 項目<br>(R4)  | P D C A を可視化する行政経営システムの浸透と定着を図ることで実践項目数の増加を目指します。    |
|  | 人事評価における改善実践力の平均点（5点満点）                                 | 2.97 点<br>(H30)  | 3.30 点<br>(R4)  | 「診断結果を治療に活かす」を鉄則に行政評価の課題を人事評価の目標に設定することで事務改善を図ります。   |
|  | 事務事業の成果指標向上割合（対基準値）                                     | 43.3%<br>(H30)   | 52.0%<br>(R4)   | 「成果指向」の意識を高め事務事業の有効性や効率性、市民ニーズ等を適宜見直すことで成果向上を図ります。   |
| <b>基本事業 2</b><br><b>I C T による情報の適切な管理と利活用</b><br>I C T の活用で、行政サービスの利便性が向上し、効率化している。    | 市の I C T サービスを利用している市民の割合                               | 36.4%<br>(H30)   | 50.0%<br>(R4)   | スマートフォンで身近な情報収集や各種手続きが出来るなど、市民がより利用しやすいサービス提供を推進します。 |
| <b>基本事業 3</b> <b>戦略</b><br><b>転入の促進と転出の抑制</b><br>若い世代に本市の魅力が発信され、居留意欲度が向上し、定住が促進されている。 | 転入者数（外国人含む）   | 2,481 人<br>(H30) | 2,400 人<br>(R4) | 都市圏（福岡市や関東圏）からの I J U ターンを推進することで本市への移住・定住を促します。     |
|  | 転出者数（外国人含む）   | 2,355 人<br>(H30) | 2,300 人<br>(R4) | 転出超過が顕著な若年層の地元定着を図る取り組みを推進し転出者を抑制します。                |
|  | 居留意欲度の県内順位  | 8 位<br>(H30)     | 7 位<br>(R4)     | 交通の利便性が高く自然も豊かで住みやすい本市の住環境を積極的に P R することで居留意欲を喚起します。 |
| <b>基本事業 4</b><br><b>広域連携の推進</b><br>広域連携方式が積極的に検討、推進され、市民サービスが効率的、効果的に提供されている。          | 広域行政（連携）によって効率的かつ効果的にまちづくりが進められていると思う職員の割合              | 18.7%<br>(H30)   | 30.0%<br>(R4)   | 広域連携による業務遂行が合理的な事務事業について広域化や共同化の研究・検討を進めます。          |
|  | 本市を含む地方公共団体の組合等で共同処理されている事務事業件数                         | 15 件<br>(H30)    | 15 件<br>(R4)    | 地方自治法に基づく一部事務組合等については、現状維持に努めます。                     |



### 用語解説

- <sup>\*1</sup> パラダイム : ある時代に支配的な物の考え方・認識の枠組み。規範。
- <sup>\*2</sup> 人工知能（A I） : Artificial Intelligence の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもの。
- <sup>\*3</sup> 業務自動化（R P A） : Robotic Process Automation の略。人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。
- <sup>\*4</sup> 6 項目 : ①基本事業、施策のねらいを踏まえた目標を設定している、②事業の目標から逆算し、計画的に業務に取り組んでいる、③計画した業務を振り返られるよう、実績を記録している、④実績に基づいた評価を行っている、⑤評価の結果、業務の問題点を積極的に改善している、⑥評価結果を次年度の事業計画や予算に反映している。

施策  
7-4

# 持続可能な財政運営

## 施策のめざす姿

人口減少、少子高齢社会に対応し、安定的な財政運営を堅持している。

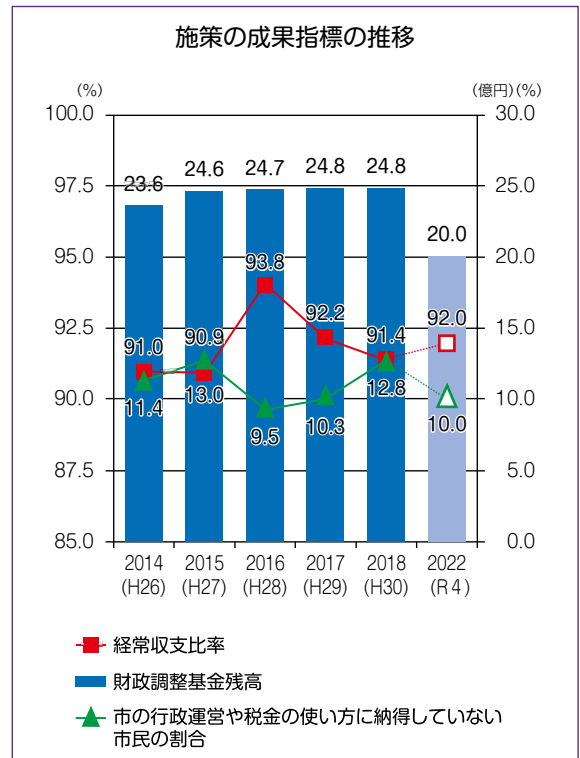
## 施策の成果指標

| 指標名                        | 現状値              | 目標値             | 指標の方向性   |
|----------------------------|------------------|-----------------|--|
| 経常収支比率 <sup>*1</sup>       | 91.4%<br>(H30)   | 92.0%以下<br>(R4) | 扶助費 <sup>*2</sup> 等義務的経費 <sup>*3</sup> の増加と景気後退局面も伺えることから現状値の維持は厳しいと判断し、92.0%としています。 |
| 財政調整基金残高                   | 24.8 億円<br>(H30) | 20.0 億円<br>(R4) | 現状維持に努め、行財政健全化実施計画の基本目標 20 億円を達成させます。  |
| 市の行政運営や税金の使い方に納得していない市民の割合 | 12.8%<br>(H30)   | 10.0%<br>(R4)   | 過去3年間の推移は上昇傾向ですが、PDCAサイクルによる効果的な施策等を推進し、「納得していない市民」を減らします。                           |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- 市では、人口減少、少子高齢社会をむかえるにあたり、「将来世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築していく」ことを目標に、5年間（2017～2021（H29～R3）年度）の行財政健全化実施計画を策定し、5つの基本目標【①経常的経費を年間3億円削減（2021（R3）年度に）、②実質収支<sup>\*4</sup>の黒字額3億円以上確保、③財政調整基金<sup>\*5</sup>残高20億円確保、④庁舎建設基金の確保、⑤実質公債費比率<sup>\*6</sup>9.0%以下】を掲げ取り組みを推進しています。本計画においても引き続き取り組みを継続する必要があります。
- 持続可能な財政運営を推進するにあたっては、市民の理解が重要です。広報活動を強化し、市の行政運営や税金の使い方に納得を得られるように努めていきます。
- 人口減少等に伴い、今後市税や地方交付税の減少が危惧されています。新たな行政需要に対応していくためにも、既存事業については費用対効果の検証をしっかりと行い、事業の選択と集中により効率的な財政運営に努めていきます。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき基金積立等の財源確保に努めるとともに、老朽化している公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に取り組む必要があります。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市公共施設等総合管理計画、筑後市行財政健全化実施計画

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名                             | 現状値            | 目標値            | 指標の方向性   |
|---|---------------------------------|----------------|----------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>税収等による歳入確保</b><br>収納率が向上している。   | 市税収納率 [ 現年度分 ]                  | 99.1%<br>(H30) | 99.0%<br>(R4)  | 滞納額の削減に努めることで現状を維持し、行財政健全化実施計画の目標を達成させます。              |
|   | 保育料の収納率                         | 98.1%<br>(H30) | 99.0%<br>(R4)  | 滞納者への督促等に努めることで成果向上を図り、行財政健全化実施計画の目標を達成させます。           |
|   | 住宅使用料の収納率                       | 98.2%<br>(H30) | 98.5%<br>(R4)  | 滞納者への督促等に努めることで成果向上を図り、行財政健全化実施計画の目標を達成させます。           |
|   | 道路水面占用料の収納率                     | 99.5%<br>(H30) | 99.4%<br>(R4)  | 滞納者への督促等に努めることで現状を維持し、行財政健全化実施計画の目標を達成させます。            |
| <b>基本事業 2</b><br><b>計画的な財政運営</b><br>基礎的財政収支が保たれている。   | 実質公債費比率                         | 6.9%<br>(H30)  | 9.0%以下<br>(R4) | 地方債の効果的な活用に努めることで現状を維持し、行財政健全化実施計画の目標を達成させます。          |
|   | 実質収支比率 *7                       | 4.0%<br>(H30)  | 3.0%以上<br>(R4) | 効率的な財政運営に努めます。   |
| <b>基本事業 3</b> <b>重点</b><br><b>公共施設等のマネジメント推進</b><br>施設での市民サービスを継続するために、計画的な施設改修・更新の財源確保及び改修が行われている。 | 2022 (令和 4) 年度までの施設 (ハコモノ) の削減率 | 0.0%<br>(H30)  | 2.5%<br>(R4)   | 公共施設等総合管理計画の 2026 (令和 8) 年度の目標値 (10%削減) に向けた取り組みを進めます。 |
|   | 主要建物更新計画策定率                     | 50.0%<br>(H30) | 100.0%<br>(R4) | 主要な建物については更新計画を策定するように努めます。                            |
|   | 公共建築物長寿命化計画に基づく (中・大規模) 改修達成率   | 0.0%<br>(H30)  | 80.0%<br>(R4)  | 計画的な改修に努め、必要な予算を確保していきます。                              |
|   | 庁舎建設基金残高                        | 0 億円<br>(H30)  | 19 億円<br>(R4)  | 目標である 2028 (令和 10) 年度に必要な積立金を確保できるように計画的に積み立てを行います。    |

### 用語解説

- \*1 経常収支比率 : 使途を制限されない地方税、普通交付税などの収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、柔軟な行政運営ができることを示す。かつては 80%程度が適当と言われていたこともあったが、2017 (平成 29) 年度は福岡県内の 7 割の団体が 90 ~ 100%である。
- \*2 扶助費 : 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費。
- \*3 義務的経費 : 義務的性格の強い経費で、具体的には、経常的に支出せざるを得ない人件費、生活扶助をはじめ法令によって支出が義務づけられている扶助費、市債 (借金) の償還に充てる公債費。
- \*4 実質収支 : 単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの。
- \*5 財政調整基金 : 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。
- \*6 実質公債費比率 : 自治体の収入に対する市債 (借金) 返済の割合を示す。通常、3 年間の平均値を使用。
- \*7 実質収支比率 : 実質収支の額の適否を判断する指標。標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は「正の数」、赤字の場合は「負の数」で表される。

# 施策 7-5 市民から信頼される職員・組織づくり

## 施策のめざす姿

職員及び組織が活力に溢れていて、その持てる能力を十分に発揮し、市民から信頼される市役所になっている。

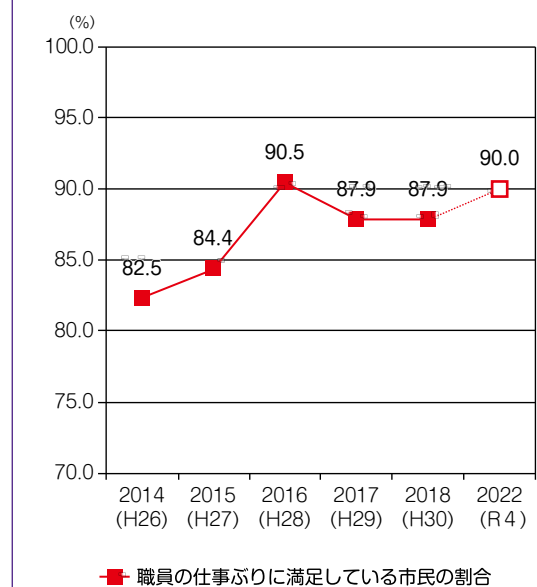
## 施策の成果指標

| 指標名                 | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                               |
|---------------------|----------------|---------------|--------------------------------------|
| 職員の仕事ぶりに満足している市民の割合 | 87.9%<br>(H30) | 90.0%<br>(R4) | 次代に対応できる人材の育成や組織改革に努め、さらに市民満足度を高めます。 |

## 施策の基本方針（課題と方向性）

- ◆ 社会構造の大きな変革に伴い、市民ニーズは多様化・高度化する一方、人口減少への対応等、多くの政策課題を抱え、より一層の業務効率化に向けた取り組みが求められています。また、人事面では、職員の働き方改革や会計年度任用職員制度<sup>\*1</sup>の導入等の課題への対応も求められています。
- ◆ 職員に対しては、第一に法令遵守や接遇等の公務の基本を徹底する必要があります。その上で、人事評価を中核とした人材育成・人事管理によって、職員の資質や能力を更に高めていきます。
- ◆ また職員が心身の健康を保ち、働きがいを感じて前向きに取り組むことができる職場環境づくりに力を入れていきます。
- ◆ 組織面では、これまでの「行政評価」と「予算編成」、「人事制度」の仕組みを再構築した「行政経営システム」を早期に浸透させ、更なる組織力の向上につなげていきます。
- ◆ これらによって、簡素で効率的な組織を維持しつつ、将来世代を見据えた施策を推進し、市民から信頼される職員・組織を目指していきます。

施策の成果指標の推移



## 施策の個別計画（又は関連計画）

筑後市人材育成基本方針

## 基本事業の構成

| 基本事業名とめざす姿  | 指標名   | 現状値            | 目標値           | 指標の方向性                                     |
|---|---|----------------|---------------|--|
| <b>基本事業 1</b><br><b>効率的かつ機能的な組織づくり</b><br>業務が迅速かつ確に遂行され、説明責任が果たせる効率的機能的な組織体制となっている。 | 市の組織は効率的かつ機能的になっていると思う職員の割合                   | 58.6%<br>(H30) | 67.0%<br>(R4) | 行政経営システムを早期に浸透させることにより、組織力を高めていきます。        |
|   | 人口1万人当たり職員数（類似団体の平均値に対する割合） <sup>*2</sup>     | 66.4%<br>(H30) | 65.0%<br>(R4) | 引き続き効率的な職員配置に努め、類似団体の中で高位にある現状の更なる改善を図ります。 |
| <b>基本事業 2</b><br><b>効果的な人材育成と適正な人事管理</b><br>職員の自発的な取り組みと組織的な育成が相まって、職員全体の力量が高まっている。 | 人材育成（諸施策）により職員の能力が向上していると思う職員の割合              | 49.6%<br>(H30) | 55.0%<br>(R4) | 人事評価制度を中核とした人材育成に努め、職員の能力を更に向上させていきます。     |
|   | 職員全体の待遇が適切だと思う職員の割合                           | 62.5%<br>(H30) | 95.0%<br>(R4) | 職場での取り組みを充実させ、職員意識を向上させることにより、改善を図ります。     |
| <b>基本事業 3</b><br><b>健康で安心して働ける職場づくり</b><br>規律が遵守され、健康で安心して働ける職場になっている。              | 年次有給休暇（5日未満）・超過勤務（月45時間・年360時間超）・公務災害に該当した職員数 | 234人<br>(H30)  | 150人<br>(R4)  | 所属長が職員とともに働き方改革を進めることにより、職場の活力を高めていきます。    |
|   | 法令遵守が徹底されている職場になっていると思う職員の割合                  | 81.1%<br>(H30) | 95.0%<br>(R4) | 職員研修や職場議論を繰り返すことにより、公務の原則を徹底していきます。        |



### 用語解説

<sup>\*1</sup> 会計年度任用職員制度 : 地方公務員法や地方自治法の改正により、令和2年4月1日から施行。自治体の臨時・非常勤職員について、採用方法等を明確化するとともに、ボーナスを支給できるようにする等処遇の改善を図る。

<sup>\*2</sup> 人口1万人当たり職員数（類似団体の平均値に対する割合） : 人口と産業構造が類似する全国自治体の平均値に対する市の人口1万人当たりの市職員の数の割合。